

第四百十五回
会

参議院法務委員会會議録第十七号

平成十一年六月二十九日(火曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

六月十一日

辞任

小川 敏夫君

補欠選任

萬科 満治君

六月十六日

辞任

萬科 満治君

補欠選任

小川 敏夫君

六月二十八日

辞任

海野 徹君

補欠選任

郡司 彰君

六月二十九日

辞任

有馬 朗人君

補欠選任

長谷川道郎君

郡司 彰君

海野 徹君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

荒木 清寛君

委員

鈴木 正孝君

服部三男雄君

円 より子君

大森 礼子君

平野 貞夫君

阿部 正俊君

井上 裕君

世耕 弘成君

竹山 裕君

仲道 俊哉君

長谷川道郎君

海野 徹君

小川 敏夫君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

郡司 彰君

千葉 景子君

角田 義一君

橋本 敦君

福島 瑞穂君

中村 敦夫君

菅川 堯君

山本 有二君

上田 勇君

漆原 良夫君

達増 拓也君

陣内 孝雄君

小林 孝文君

則清君

北岡 秀二君

松尾 邦弘君

吉岡 恒男君

常任委員会専門員

事務局側

局長

警察庁生活安全

警察庁刑事局長

法務政務次官

法務省刑事局長

松尾 邦弘君

吉岡 恒男君

常任委員会専門員

事務局側

局長

警察庁生活安全

警察庁刑事局長

法務政務次官

法務省刑事局長

松尾 邦弘君

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十八日、海野徹君が委員を辞任され、その補欠として郡司彰君が選任されました。

○委員長(荒木清寛君) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○服部三男雄君 自由民主党の服部でございます。大変国民が関心を持っている法案でございますので、中身のある審議をしたいと思っております。そのトップバッターを仰せつかりまして、大変光栄に思っております。

今回の法案の必要性のトップに挙げている薬物犯罪についてですが、戦後第三次の乱用期となろうとしております。非常にゆゆしき問題でございますので、この現状についてどのような状況にあるのか、法務当局にまず尋ねたいと思っております。

○政府委員(松尾邦弘君) 薬物犯罪の現状でございますが、特に薬物事犯の大半を占めます覚せい剤事犯の検査の状況を見ますと、先生御指摘のとおり、現在は戦後の第三次乱用期に突入したものと認められるわけでございます。第一次は戦後間もなくのことでございます。いわゆるヒロポンが乱用された時代ということでございます。第二次は昭和五十七年をピークとする一つの山がございましたが、これはその後減少傾向を示しております。しかし、平成に入りましてからこれが増

加傾向に転じまして、平成七年以降急増しております。現在が今申し上げた第三次乱用期にあるということでございます。

それで、それを端的に、象徴的にあらわしている数字が覚せい剤の押収量でございます。現在、平成十一年の六月段階で既に押収量は一トンを超えております。これは、平成八年に戦後最高の押収量を記録しまして約六百五十キロでございますが、わずか半年余りでその戦後最高の記録をはるかに上回る一トンという押収量になっております。

一トンといいますが、覚せい剤を常用されたことのない皆様にはわかりにくいだけではないかと思いますが、三千二百万人が一回使用できる分量というところでございまして、その途方もない量が既に押収されているということは、イメージとしても大変な事態であるとおわかりいただけるかと思っております。

また、覚せい剤の検査人員もこのところ二万人を超えた状態で推移しております。検査人員数自体がかなり高原状態にあると同時に、次に指摘されます問題として、覚せい剤が家庭あるいは青少年層に広く浸透しているということも、それぞ

れの例えば主婦層、女性あるいは高校生、中学生の検査あるいは補導件数がやはり急激にふえているということからもうかがわれるところでございます。

そういうことで覚せい剤事犯はどのように高原状態にありますか、一方でその中核部分の検査と

いいますか、組織的な中核の、暴力団の幹部等の検査はほとんど増加をしていないという現状でございます。先ほど申し上げました二万人強の検査人員といいますが、その九七%近くが末端の自己使用者あるいは一部の末端の密売人という現

状でございます。

本日の会議に付した案件

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第四百十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○服部三男雄君 今、刑事局長から非常にゆゆしき事態にあるという危機感に満ちた答弁があったわけですが、他方で、それだけの量の覚せい剤、これは日本では製造しておりませんから密輸入になるわけですが、大量のものを密輸入すると組織的な犯罪集団によらなければできないということとは自明の理でございます。

当然、そういう暴力団等の組織集団がやるとなるとそれらに対する突き上げ捜査が非常に重要になってくるわけですが、どうも覚せい剤事犯の量刑というものを聞いてみますと、ちよっと今簡単に触れましたが、必ずしも十分なものとは思えない状況にあると思いますので、その点の回答を求めます。

○政府委員(松尾邦弘君) 覚せい剤事件の科刑状況でございますが、委員御指摘のとおり、覚せい剤の乱用の現状を踏まえまして全般的に重くなる傾向は認められますが、平成九年に有罪判決を受けた者は一万四千六百三十三人でございます。この中で、懲役三年以上の刑の言い渡しを受けた者は全体の五・七％でございます。懲役一年以上三年未満は九三・七％、懲役一年未満は〇・六％でございます。

ところで、平成九年に五年を超える懲役刑の言い渡しを受けた者は、そのほとんどが営利目的による所持あるいは譲渡、譲り受け、または輸入等の事犯、いわば重罪の事犯でございますが、全体に占める割合はわずか〇・四三％にとどまっている現状でございます。

○服部三男雄君 今の科刑状況を聞きますと、覚せい剤事犯では末端使用者・所持事件の検挙がほとんどではないか、ましてや密輸等の首謀者が検挙される事件はもう少しではないかな、このように思うわけですが、その点は間違いないと思いますか。また、その原因はどうですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 委員御指摘のとおり、覚せい剤事犯におきましては末端の覚せい剤の使用、所持の事件がほとんどでございますが、先ほど申し上げましたが、その有罪判決を受けた者の

九割以上がそうした事犯でございます。

ただ、我が国で流通する覚せい剤でございますが、そのほとんどが外国から密輸入されることかからしますと、密輸入や営利目的の譲渡等の事件が少ないことは、覚せい剤の流通の中核に關与する者が十分に検挙されていないというのが実情でございます。

委員の先生方もマスコミの報道等で時折目にされていと思いますが、例えば覚せい剤が十キログラム単位あるいは多いときには百キログラム単位で海岸に流れ着くというようなケースがあるわけでございますが、いわばそうした大量の覚せい剤の密輸入事犯でも検挙例は少ない、あるいはほとんど犯人は検挙されていないというのが実情でございます。

その原因について考えますと、覚せい剤の密輸入及び密売事犯というのは、暴力団を中心とする国内外の犯罪組織によりまして組織的、密行的に敢行されております。

このような組織犯罪におきましては、検挙を免れるために、例えば末端使用者等に対する密売については電話等を多用しまして売買の当事者が対面することなく行われる、これは非対面売買と言っておりますが、そうした手法がとられる、あるいは犯行自体が極めて密行的かつ巧妙に行われるということによりましてそれ自体検挙がなかなか難しい、同時に、犯行後におきましても証拠隠滅や犯人隠避等の工作が行われることが少なくないということなど、捜査の端緒の把握を初めいわずの突き上げ捜査にも困難があること等によるものと考えているところでございます。

○委員長(荒木清寛君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、有馬朗人君が委員を辞任され、その補欠として長谷川道郎君が選任されました。

○服部三男雄君 次に、銃器関係について尋ねますが、パブル崩壊後、銀行等の企業幹部を銃器を

用いてねらった事件がしばしば見られるわけであり、このような事件の背景について、あるいは影響についてどのように考えておられますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 我が国の銃器を用いた犯罪の情勢を見ますと、暴力団等による銃器の不正取引、暴力団による対立抗争事件にとどまらず、企業幹部を対象としたテロ行為もしばしば発生しております。また、金融機関等に対する現金強奪事件など一般市民が巻き添えとなる痛ましい事件、あるいは一般市民がねらわれる凶悪な事件も後を絶たない状況にございます。本日の新聞によりまして、けん銃を使用した恐らく強盗事件あるいは強殺事件と思われるものが発生したことは報道でも目にしているところでございます。

この数年間に発生しました事件の中で今申し上げたケースとして記憶に残るものとして、例えば平成五年八月の阪和銀行副頭取射殺事件あるいは平成六年二月の富士フイルム専務射殺事件、同年九月の住友銀行名古屋支店長射殺事件、あるいは平成七年九月のカシオ専務宅に対するけん銃発砲事件等が記憶に新しいところでございます。

こうした企業幹部を対象としたテロ事件につきましましては、いまだ犯人の検挙に至らない事件もあるわけでございますが、その背景等も一様ではないと考えられるところでございますが、暴力によって企業活動に不当な圧力を与える勢力の存在がうかがわれるところでございます。

このように正当な経済活動を行う企業幹部の命までもがねらわれる、おどかされるということについては、我が国の健全な社会経済の維持発展にとって極めて重大な脅威でございますので、厳正に対処すべきものと考えているところでございます。

○服部三男雄君 今回、当法務委員会が審議されます通信傍受法案でございますが、オウム真理教の事件というのは私たちの記憶にもまだ生々しいものでありますし、後遺障害に悩んでおられる方がたくさんおられるという本当に重大な事件でありました。

このような組織的殺人事犯の捜査におきまして

通信傍受というのは有効な捜査手法になり得ると私は確信しておりますが、実際に今、覚せい剤事犯あるいはその他の事犯について組織暴力団等組織犯罪集団が電話機器をよく使うようになってきているという答弁でございましたが、オウム真理教の事件におきまして、同じように犯行の準備、実行、逃走の際に電話を利用されたような状況があるように聞いておりますが、それについて報告を求めます。

○政府委員(松尾邦弘君) オウム真理教信者による一連の事件におきまして、御指摘のとおり電話が多用されております。

それぞれの事件の冒頭陳述書からその例を幾つか申し上げますと、例えば坂本弁護士一家殺害事件、これは平成元年十一月四日に発生した事件でございますが、この事件におきましては、松本智津夫と実行行為者との間で犯行直後の結果報告、死体遺棄場所、方法についての相談、本部機関の指示等、電話連絡で行われております。

それから、公証役場事務長の飯谷さん逮捕監禁致死事件というのがございますが、平成七年二月二十八日に発生でございますが、この事件におきましても、実行行為者と共謀者との間で犯行準備のための指示、犯行直前の合流場所の連絡、拉致した旨の連絡、逃走のために乗りかえる車両の準備指示、警察が犯行直後にオウム真理教青山道場の捜索を始めようとしている旨の連絡など、携帯電話等で頻繁に行っております。

地下鉄サリン事件、これは平成七年三月二十日発生でございますが、この事件を見ますと、実行行為者、共謀者等の間の犯行後逃走中の連絡、逃走資金準備の指示、罪証隠滅のための整形手術実施の指示等、これもまた電話連絡が頻繁に行われている。こういったことが既に冒頭陳述等で明らかにされているところでございます。

○服部三男雄君 今までの刑事訴訟法の手続に従った捜査をやっているときに、よく問題になり、あるいは公判で紛糾した事例の多くは、共犯者間の供述のどちらを信用するかという問題

で、重要事件が無罪になったり、あるいは長期紛糾した例が多々見られるわけであります。

自白は証拠の女王とかいふ言葉がありますけれども、共犯者間の自白ほどある意味で怖いものはないわけであります。これは今答弁席に並んでいる、あるいは捜査に従事した方々は皆経験する問題であります。そして、今度通信傍受の対象となつては、薬物・銃器関連犯罪のような組織的な犯罪の実態を解明するには、これらの捜査手法がどうも通じなくなつてきています。今、刑事局長の答弁で非対面という言葉を使いました。顔を見ないで密売、取引をやりますから、顔を見ない人の名前を特定しようとする自白しようがないわけです。こういう問題が一つある。

それから、特に暴力団の組織の間では、上の者のことをしゃべると大変な報復を受けるというおきて、鉄則のようなものがある。そのかわり、上の者をかばつた場合には、かばつた者、供述しなかった者は、この家族を暴力団が組織ぐるみでその後ずつと守つてやろうという一種の決まりがある。後援組織と言つておるようですね。これも、こういうような巧妙化、密行化することによつてますますその陰路が強くなつてきていると思つてわけであります。

そこへもつてきて、自白がなかなかとれない、自白をとつてもどの自白を信用していいのかわからないうような欠陥を考えますと、通信傍受法案というものは、新たな捜査手法として必要となつていくことは大体わかつてきたわけでありますけれども、もう一度、この四つの犯罪対象を限定したものについての現在の捜査の困難性、突き上げ捜査の難しさということについて、まとめようというのでしようか、お願いしたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) 通信傍受の対象となる犯罪、これは四つの類型になります。薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航の罪、組織的な殺人の罪ということでございます。これらの組織的な犯罪では、今御指摘のように、その準備の段階か

ら実行、あるいはその後の証拠隠滅等の犯行後の形態まですべてが密行的に行われるということ、それから犯行後にも証拠隠滅したり犯人を逃がさせるなど、証拠隠滅の工作も組織的に徹底して行われるということも少なくないわけでございます。

したがって、これらの犯罪が実行された場合には、その犯行の把握自体が極めて困難である上に、その役割分担、特に首謀者がだれかということを含めまして犯人グループを特定し、その事実の真相を解明するというのが極めて困難な状況でございます。このような犯罪に対しまして、現行の捜査手法のみでは、犯行に参与した末端の者を検挙することはできません、その者から首謀者等の氏名や関与の状況について詳細な供述を得ることが容易ではございません。

他方、これらの犯罪において、犯行準備、実行、犯行隠蔽のために複数の犯人下において相互に指示、命令、連絡、報告等が行われて、そのために適宜携帯電話等の電気通信が多用されているという現状でございます。これらを踏まえまして、これらの通信を傍受することは非常に有効な捜査手法であり、その効果も大きく、意義は大きいというふうに考えております。

そこで、通常の捜査法では真相の解明が困難であるこれらの犯罪に対処するための特別な捜査手法、いろいろあるわけでございますが、今回この通信傍受を導入することが今申し上げました組織的な犯罪の現状に対抗するためにはどうしても必要ということでございます。

なお、諸外国におきましても、犯罪捜査のための通信傍受制度に関する法整備が既になされておりました。我が国においてもこれを整備することが国際的要請にもなつていく点を御理解いただきたいと思つております。

○服部三男雄君 この通信傍受制度を導入しますと、捜査機関と犯罪集団というのはイタチごっこでありまして、向こうが捜査を免れるためにいろいろな方法を考へ出す。それに対して、また捜査機

関はそれに対処するいろいろな捜査テクニックを考へる。このシーソーゲーム、イタチごっこのようなことは、過去の歴史を見れば一目瞭然わかるわけであります。

例えば、今度の通信傍受制度が導入されますと、暴力団の組織は、犯罪を行う場合、その検挙を免れるために電話を使用しないんじゃないか、さまざまな工夫をするんじゃないかということが予想される。そういうことで、一部のある人たちは通信傍受というものは実効性がないんじゃないか、だから旧来の刑事訴訟法の中で、日本の警察や検察庁は優秀なんだからもっと頑張つてくれというような意見を述べる人もないことはないのではありません。この点について、法務当局はどのような考えますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 通信傍受の制度が整備されました場合に、犯罪を行う者はその通信を傍受されることを警戒しまして、何らかの対応策をとろうとするということは想定されるところでございまして、薬物あるいは銃器の密売等の事実、あるいは複数の者があらかじめ計画を定めて役割を分担して行う殺人事件等、犯行に参与する者の間で頻りに連絡をとることが不可欠な組織的な犯罪におきましては、電気通信手段を用いないようにすることは極めて困難であると考えられるわけでございます。いろいろ対応策をとることを考えましても、既に現在では伝言バトや伝令の時代に逆戻りするとはできないということだろうと思つております。

もともと捜査は個々の事案ごとにそれに適した効果的な捜査手法を選択して遂行すべきものでございまして。通信傍受は、このように通信手段が用いられることの多い組織的な犯罪の捜査にとつて極めて効果的な手段の一つであると考えておるものでございまして。

○服部三男雄君 今の点、大事な点ですから、もうちょっと。
例えば、集団密航、百人、二百人の密航で、日本領海に運んでくるわけです。大きな船があり

ますね、そのための専用の船じゃありませんから、そこからまた日本の海岸へ別のもの運ばなければいかぬ。それらの日本語を理解しない者を百人も二百人もという、バスやトラックで何台もの、人を用意しなければいかぬ。そうしますと、最初にねらつて密航地近くまで来たときに、そこにパトカーがいなかったとか何か突発的な催し事ややつていないか、日本人がたつきいかに、現地の状況に応じて臨機応変に場所を変えなきゃいかぬというふうになりますと、その百人、二百人を迎えるのに数十人の日本人の準備スタッフが必要になります。こういうことを考えると、臨機応変な処置を要求される事案であるだけに、その場を変えようと思つても、どうしても電話で連絡をとり合えないとできないという点はまず一つ考えられます。

それから、覚せい剤の押収量が既に半期で一トンを超えた、数百キログラムになります。今から二十年ぐらい前だと、一番大きいので一人で三キログラムをせいぜい持つて帰る。それが税関とか入管で検挙される例がありました。百キロ、二百キロになりますと、五人や十人で運ばまへせん。そうしますと、それも全部密輸入ですから、どこかの海岸に持つていかなくちゃいかぬ。となると、そこで警察官が不意に出てきせぬかと、いろんなことを考えると、これも予定している地点と違つたところへ急遽変えなくちゃいかぬというような事例も十分考えられる。

もう一つは、組織的な殺人、例えば暴力団の抗争というのがあります。これは当該本人がどこにいてるかというのをある程度事前に下調べしていかなくちゃいかぬ。そして、ねらう場所も一発で効果的なことを考えると、これも人間の心ですから移動する者を対象とするだけに、最初から思ったとおり場所がねらえるかどうかというのも極めて可能性が薄くなることが多いというふうなことで、覚せい剤、銃器、銃器だつて一丁、二丁の輸入じゃありません。今は何万丁、学者によつては八万丁から十萬丁だと言つてゐる。こういうよう

なものを大量に何百丁と輸入するのはとても簡単ではないかというように考えますと、この対象犯罪四種に関してはどうしてもその場の臨機対応を要求される犯罪態様であることを考えますと、電話機器等を使わないとしても暴力団としても対応できないのではないかと。

そういう意味で、今答弁のあったとおり、通信傍受手段が極めて有効な捜査手法になるだろう。しかも、それは修正のきかない、いわゆる先ほどちょっと申しました共謀者間の供述のように思惑とか記憶違いというのは入らない、しかも本人の生の声だということで非常に効果的な手段だと思うわけでありますが、今の答弁はそのような趣旨に解してよろしいですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 大要具体的なケースでございまして、まさに御指摘のとおりだと思います。

一点だけ。密入国事案、薬物事案、最近の大量密入国あるいは大量な覚せい剤の密輸入事案でございまして、いわゆる瀬取りという手法が行われます。まさに委員御指摘のとおり、最近では航空通信といえますか、沖合のある一点を定めまして、そこでフツの受け渡しをする、あるいは中国人の船に乗りかえをするといった手法でございします。これは通信手段を使わざるを得ないということとはこれからおわかりいただけると思いますし、また上陸地点等についても頻繁に変更されることがございまして、委員御指摘のとおり、ここでは通信機器というものの重要性はますます高くなってきているということだろうと思います。

○服部三男雄君 現在インターネットが大変盛んでございまして。このようなインターネットに代表されるコンピュータ通信は、通信手段としてなくならないものどころか、今後、日本はもとより世界じゅうのグローバル化等を考えますと、特に生活利便として考えていきますと、日常生活になくてはならないものになるだろう。そういう意味で、電話とは比較にならない量と質の情報が行われることになりまして。

このようなコンピュータ通信に対して通信傍受を行うことは、ある一部の人はインターネットなどの健全な発展を妨げないのかというような意見を述べる学者の方もおられるようでありまして、けれども、犯罪捜査の実効を上げるためにコンピュータ通信も通信傍受の対象とする必要があると私は思います。

この点に対して、具体的にコンピュータ通信が犯罪に使われているような事例があるのかどうか、その点について法務当局に尋ねます。

○政府委員(松尾邦弘君) コンピュータ通信等、既に相当普及しているところでございまして。電話などと同様に遠隔地で迅速かつ簡便に、しかも秘密裏に連絡をとることができるということで、相手方と顔を合わせずに済むことから犯罪に悪用し得るものでございまして、委員御指摘のとおり、現に電子メール等を利用した薬物の密売事案が発生しております。

○服部三男雄君 そういう意味で、コンピュータ通信の健全な発展を阻害することはないというふうに、むしろこういう関係の犯罪も今後激増する可能性があるということですね。

次に、いよいよ本案に入りたいんですけれども、通信の秘密というのは憲法によって保障されている重要な人権でございまして。自由の基礎となる人権だ、第一義的な人権だということを憲法学者が言うわけであります。まさしくそのとおりだと思えますが、犯罪捜査という公共の福祉のためにこれを制約するとしても、その制約の仕方について配慮が求められておるといことは法務当局も十分認識しておられるかと思えます。

特に、この法案の中身について勉強された方が誤解されているのか、あるいは余り勉強されていないのかという問題があるかと思えますけれども、犯罪と関係のない一般市民の通話まで傍受されるのではないかという不安を持っておられる方がおられるというところは現在もあると思えます。そのような犯罪と関係のない善良な一般市民の通話が

傍受されるようなことがあってはならない、そんなことはもちろんでありますけれども、こういう不安を国民は持っているということについては、法案を提出した法務当局もその不安の解消に努めなきゃならぬと思うわけであります。

それで、私はこの法案の作成にも関与した一人でございますから、犯罪と関係のない善良な一般市民の通話が傍受されることはないというふうな措置を十分に講じた、十分過ぎるほど、神経質なほど措置を講じたということはおく承知しておりますけれども、それをもっと国民にわかりやすく法務当局は説明する必要があると思っております。詳細な説明を求めます。

○政府委員(松尾邦弘君) 二点に分けてお答えしたいと思いますが、一つは憲法が保障する通信の秘密との関係でございまして。二点目は、今先生御指摘の一般市民の通話が広く傍受されるのではないかと御懸念についてでございます。

まず、第一点目の憲法の問題でございますが、憲法が保障する通信の秘密は最大限尊重すべきものであるということも言えます。憲法が保障する各種の基本的人権は、それぞれに憲法が保障する各種の基本的権利を明示しているのと否にかかわらず、憲法十二條、十三條の規定からしましても、その利用が禁止され、公共の福祉の制限のもとに立つものでありまして、絶対無制限のものでないということは最高裁の判例においても明らかにされておるところであります。

したがって、通信の秘密の保障も、公共の福祉の要請に基づきまして必要最小限の範囲でその制約は許され、通信の傍受も犯罪捜査という公共の福祉の要請に基づきまして必要最小限の範囲でこれをを行うことは許されるものでございしますが、本法案に基づく通信傍受はこれを行う要件を厳格なものとするなど、必要やむを得ない範囲に限定されております。

殊に、本法案の通信傍受でございしますが、具体的な犯罪行為が既に行われた場合にその捜査として行うものである点が第一点でございまして。

その対象となる犯罪ですが、先ほどから論議されております四つの類型、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航の罪、組織的な殺人の罪に限定されております。これらはおよそ一般の市民がかかることが想定されないものばかりでございします。

そのほかに、裁判官の令状に基づきまして厳正な手続を定めて実施されるということなどから、犯罪と関係のない一般市民の通話が広く傍受されることはあり得ないということで御理解いただきたいと思っております。

○服部三男雄君 今の関連でもう少し補足したいんですけれども、よく新聞、テレビ等でこの通信傍受法案の説明のところで、例えば暴力団の事務所へ電話したら、それは商売で、出前だとかクリーニング屋だとか、あるいは暴力団員じゃないけれどもたまたま暴力団員の友達だった、小中学校時代の同級生がゴルフの誘いで電話した、それも聞かれるんだとかいうような、明らかに誤解とわかっておられるようなことがよくテレビ等でしゃべられている。

この点について、今の刑事局長の答弁の中に、対象犯罪が四種に限定される、おおよそ一般市民がかかわることはないような罪種に限られているんだ、しかもそれは具体的な犯罪行為があった場合のことだというように説明があるんですけれども、そこに補足しまして、今度は通信傍受ですから、使われる通信機器はそれらの犯罪に関連した通信機器だ、電話だということをもう少し説明した方がよいと思えますね。

といいますのは、先ほどのような話だと、暴力団の事務所だといっても、暴力団の事務所の電話を犯人たちが使うということはちょっと考えにくくなってきている。恐らく別の秘密のアジトの電話とか、あるいは頻繁にかえる携帯電話等、犯罪関連の通信に利用される特定の電話だという要件がこの法律に入っているということももうちょっとPRしてもらいたいなと思えますので、それに関連して答弁をお願いします。

○政府委員(松尾邦弘君) 先生御指摘のとおり、傍受する対象の電話は極めて限定されるということでございます。

若干詳しくありますが、この傍受令状を請求するまでに捜査機関はさまざまな地道な捜査を展開いたします。どんなことをやるのかということですが、例えば覚せい剤の密売事案等でございますと、端緒となりました事件の関係者の取り調べはもちろんのことでございますが、対象となる組の組員の行動観察、あるいはその電話の使用状況、これは現在の刑事訴訟法におきましても各種の令状でどういった形で使用されているかということもわかるわけでございまして、暴力団のその組にある幾つかの電話の使用状況、これはもう徹底して基礎的な調査として行います。もちろん国際電話も含めまして、どういったところにかけているか、相手はどういう番号かということも含めて捜査をいたします。そのほかに周辺状況としては、それぞれの組の構成員の日常の行動の役割分担、それから前科前歴関係、身上関係、あるいはそれぞれの構成員の金銭取引の状況、銀行取引の照会等もこの中には入るかと思えます。

そういったことを通じまして、対象となる覚せい剤事犯の電話にどの電話が使われているかということ特定しなければなりません。その組にある電話一般を全部聞くわけではございません。中でもそういう非常に重要な会話に使われる電話はこれとこれだという形で特定をいたします。その上で、通信傍受以外に捜査手法がもうないという、補充性と言っておられますが、そうしたことを立証した上で令状請求するということでございます。先生お尋ねの事案で、一般人がそういったいわば組織の中核の、あるいはその犯罪の中核、中心になる議論、取引に使う電話に簡単にアクセスできるということがまずなかなか想定しにくいということが一つでございます。

それから二点目は、仮にたまたまその電話に酒屋さんがかけてしまったということもそれは抽象的にはあり得ることかもしれませんが、そういう

場合には、この捜査手法の中でスポットモニタリングということをやります。つまり、酒屋でございますと、きょうはビールを何ダースお届けしましょうかということであって、それがまさに日常出入りしている酒屋さんであって、かつその取引であるということがわかった段階で、これは傍受令状の対象犯罪に関係ない通話ということになりますので、これは切ります。つまり、そういう犯罪に関係ない通話、今でいいますと、薬物、銃器、蛇頭あるいは組織的な殺人というこの四つの類型にまず一般市民がかかわることはないわけでございまして、たまたまその電話にかかってきたとしましても、そうした犯罪に関係ないということと、これを長々と聞く、あるいは聞いてしまうということはこの法律ではできないということになっております。

したがって、一般人の通話が広く聞かれてしまうということとは、この法律ではできないシステムになっているということをお理解いただきたいと思います。

○服部三男雄君 今、該当性判断、傍受令状に記載されている通信に該当するような通話かどうかはつきりしない場合、その該当性を判断するため最小必要限度の傍受という方法としてスポットモニタリングという答弁がございました。

このスポットモニタリングというものについて、これまたこの法案に反対する方々は、捜査官に命令、警察幹部が二人来ていて申しわけないけれども、特に日本の警察官にそんなことを期待できるか、捜査官というのは猟犬のように犯罪捜査を追い求めているんだから、もうちょっと聞けば何か犯罪に関するものが出てこやせぬか出てこやせぬかと思いがちで、聞いていくものだ、これが捜査官のメンタリティーだ、まして、日本の警察だったから共産党の違法盗聴事件があったんだ、そんなもの信用できるかという声が多いわけでありまして、後ほどそういう質問も出るんじゃないかと思えます。

そこで、重要なスポットモニタリングの内容で

すね、最小化というのは具体的にどういうことを言うのか。そして、それについて個々の捜査官に任すのじゃなくて、全般的指導要綱みたいなマニュアルングをやるのかどうかとか、その他について答弁を求めます。

○政府委員(松尾邦弘君) 電話傍受の仕方の問題でございますが、先進国の通信傍受の制度を見ますと二通りございます。一つは、かかってきた電話は全部傍受する、全部録音してしまうというやり方が一つでございます。もう一つは、今御質問中にありましたスポットモニタリングという最小限のものを聞き、必要なものを記録に残す、こういう手法を採用している国もあります。現在の法案はこの後者を採用しております。

スポットモニタリングというのは、プライバシーにかかわる通話の傍受でございますので、ぎりぎりの最小限で傍受しようというシステムでございまして、該当性判断のための傍受という表現もいたしますけれども、いわゆる傍受の最小化のための一つのやり方でございます。

具体的には、それぞれの傍受令状が具体的に申しますと、それぞれの事件ごとにスポットモニタリングのやり方を定めるということになります。これはアメリカでも同じような手法をとっていると思えますが、事件ごとに、例えば最初に三十秒聞きます。その後、事件に関係がないということになりますと、例えば一分、その倍の期間を切りまして待ちます。その間ずっとさらに同じ通話が続いておきますと、またさらに一分後にもう一度聞きます。今度は犯罪に関係があるという通話でございまして、そのまますぐ傍受を続けるということになります。それで、犯罪に関係ある通話が終わりますと、またその段階で切ります。こういうやり方をスポットモニタリング方式と言っているわけでございます。

この何秒聞いて何秒休むかというのは、各事件ごとに若干の違いがあるかなというふうに想定されます。非常に複雑な事件、あるいは符牒等多用されている事件、あるいはかかってくる関係

者がかなり広範囲にわたって、その判別に若干の時間がかかるということでございます。例えば三十秒という当初のスポット的な時間を設定する場合もございまして。あるいはもっと単純な事案、傍受内容が限定されていて、関係あるかないかがかなり短時間でわかるものであると、例えばそれが二十秒になる場合もあるかと思えます。それは事件ごとにそれぞれのマニュアルを定めて実施するということになります。こういうやり方を繰り返しまして傍受をしていくということでございます。

それで、ただ、スポットモニタリングというのは、結局三十秒聞いて関係ない場合は切るのでございまして、聞いたことに変わりありませんので、それは原記録といいますが、マザーテープで、それには聞いたことは全部録音されるというやり方をとります。その後、中断しまして、また聞き出しますと、またテープが回りまして聞いたことは全部録音される。こういうシステムをスポットモニタリングシステムということと今回取り入れてる次第でございます。

○委員長(荒木清寛君) 暫時休憩いたします。
午前十時五十分休憩

午後三時十六分開会
○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○服部三男雄君 午前中に引き続き質問したいと思っております。

午前中、法務省の刑事局長からスポットモニタリングの説明がありました。このスポットモニタリングはアメリカで行われている方法と聞いてお

ります。アメリカのスポットモニタリングのやり方の中で参考になる点として、マニュアルの問題とか検察官の指示書、個別事件ごとのやり方が変わるという話でございましたから、そういったことについて説明したいと思っております。

○政府委員(松尾邦弘君) アメリカの連邦法におきまして、通信傍受における該当性判断のための傍受はやはり最小限となるような方法で行わなければならないとされております。そして、その具体的な方法として個別の事件ごとに検察官が指示書を出して定めております。

連邦司法省の作成した電子的監視に関するマニュアルにおきまして、この指示書のサンプルとして、一定の時間を超えない範囲の合理的な時間で該当性判断のための傍受を行い、傍受すべき通信でないときは中断し、間隔を置いて再びこれを行うというスポットモニタリングを行うということとをこのマニュアルで書いております。

○服部三男雄君 確認いたしますが、スポットモニタリングで該当性判断ということですから、聞いていて明らかに犯罪と関係ないと思われる部分はもうその場でぶつと切れればいいわけです。モニタリングをやめればいい。しばらく三十秒なり聞いていて、よくわからない、通信の内容がよく把握できないというような場合でも、事案によるので、三十秒ぐらいたてば切るということに今後していくんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) お尋ねのように、傍受をしております場合に三つの場合がございます。一つは明らかに犯罪に關係する場合、もう一つは明らかに犯罪に關係がない場合、ところが、灰色の場合がございます。

今のお尋ねはこの点でございますが、この法案では、灰色の場合には切らなければいけません。十秒なり二十秒なりというスポットモニタリングの定められた期間が過ぎまして、犯罪に關係があると認定できる場合以外は全部切るということでございます。

○服部三男雄君 おいよいよまたそれらの細かな手続について聞きますが、きょうは総括的な質問です。次に移ります。

まず、通信傍受制度は日本で初めて導入される制度であるということ、そのために国民の理解を得なければ刑事捜査として適正なものに進んでいかないと。他のヨーロッパ諸外国の例を見ますと、必ずしも事後のチェック制度というのはいない。ずっとのべつ幕なく聞く、しかもかなりの長時間聞けるようになっていくわけですが、やっぱり日本という国情を考えますと、必ずしもそれは適切かどうかは疑問であるということ、通信傍受の適正化のために事後的なチェック方法というのを導入していると思うわけでありまして。

というのは、特に通信傍受の処分を行う段階で、通信当事者に対してこの法案では令状を示したりしません、示してもいいんですけれども示すことを義務化していない。あるいは処分の内容を告げたりすることがないという場合もありますから、そのために事後のチェック制度は必要であるというところになったと思うんです。

その事後のチェック制度の中で、種々の手続がありますが、特に違法にわたる場合の処罰の問題とか、それから付審判で共産党の緒方事件を考慮したような新たな付審判制度をつくったり、いろんなきめ細かいところを盛り込んでいっていると思いますが、その点についての説明を求めます。

○政府委員(松尾邦弘君) 通信傍受が捜査官によりまして適正に行われているかどうかということ、これをチェックできるシステムを組み込むことは、大変重要なことでございます。

今法案では、傍受をした通信についてはまずすべてを記録するということになっております。その傍受した通信を記録したテープでございますが、これは立会人が封印をする、その上でその記録は裁判官が保管することとしております。このようにすることをおきました上で、不服がある関係者はその記録をもとにしまして裁判官に不服を申し立てることができるということになっております。

傍受をしたということを通知され、あるいは通知された通信の両当事者からさらに知らせを受けた通信の当事者等がいるわけでございますが、そういった者はこのテープを、裁判官の手元にある原記録ですが、みずから聞き、あるいはそのコピーを請求しようということができます。それをみずから聞いた上で、裁判所に、これは手続に違法がある等の不服がある場合にはその旨を申し立てることができるということになっております。その結果、違法な手続によって傍受された通信の内容は、もちろん裁判で証拠にできないこともあり得るところでありますし、場合によりまして消去を命ぜられるということでございます。

それから、今お尋ねのありました捜査、調査を行う公務員が通信の秘密を侵した場合の問題でございますが、これは今回の法律で三年以下の懲役または百万円以下の罰金という重い刑罰が科せられることになっております。

これらの罪をこういふふうに規定しても、仮に警察官が違法な行為をしたということで告発をした、ところが検察官がこれを起訴しなかった、不起訴にしたという場合はどうするかということも法律上では手当てをしておいて、そうした場合には告訴、告発をした者から裁判所に對し審判を開始するよう請求することができ、この制度は付審判と言っておりますが、準起訴手続という制度を取り入れております。

このような制度のほか、もともと通信傍受が極めて厳格な要件のもとで裁判官の発する令状に基づきまして行われ、また傍受を実施している間、これは諸外国の制度にはないわけですが、第三者が常時立ち会おうということになっております。その立会人が傍受の実施に関してまた意見を述べることができるとされておること、あわせて考えただけならば、通信傍受が適正に行われるための十分な制度的な手当てが尽くされていると私どもは考えている次第でございます。

○服部三男雄君 今の付審判のところ、新たに改正した部分があると思ふんです。今までの付審判請求は、公務員の職権乱用等限定していましたが、今回の法制でそれに付加した部分があると思ひますが、その点の説明をお願いいたします。

○政府委員(松尾邦弘君) これまでの付審判請求ですと、特別公務員暴行陵虐というような極めて限定された罪種につきまして、これを仮に検察官が不起訴にした場合には、先ほど申し上げましたように裁判所に對して審判を開始するよう請求することができるということになっておったわけでございますが、今回は、調査、捜査を行う公務員が通信の秘密を侵した場合に三年以下の懲役または百万円以下の罰金という刑罰を規定しておりますが、この刑罰につきましても付審判請求の対象にするということでございます。

○服部三男雄君 次に、先ほどの説明にあった不服申し立ての關係で必要になるんですが、傍受された通信の当事者に対する事後的な通知の制度でございますが、どのような範囲のものに對して行われるのか、その点の説明をお願いいたします。

○政府委員(松尾邦弘君) 傍受の通知は、捜査機関が傍受した通信のうち傍受記録に記録されている通信の当事者に対して行われます。

具体的に言いますと、すなわち令状に記載されている傍受すべき通信に該當する通信、あるいは第十四条の規定により傍受をした通信、これはある被疑事実について傍受をしておりまして、例えば覚せい剤の事件で傍受をしておりまして、そこに予想外に殺人の謀議が入ってきたというような場合でございます。これは罪種を限定いたしまして、その場合でも令状には記載がありませんけれどもその内容は聞けるようにしよう、極めて限定、例外的な傍受を許していることがございます。これは第十四条に規定しております。

今申し上げましたように、この十四条の規定により傍受をした通信等、犯罪に關連する通信を行った当事者に対して傍受の通知が行われるとい

うこととさせていただきます。この通知は、原則として傍受の実施が終了した後三十日以内に発しななければならぬということになっております。

ただ、通知すべき期間につきましては、「地方裁判所の裁判官は、捜査が妨げられるおそれがある」と認めるときは、検察官又は司法警察官の請求により、六十日以内の期間を定めて、この項の規定により通知を発しなればならない期間を延長することが出来る。」ということとされております。

○服部三男雄君 今回の法案についてある意見の中に、プライバシー保護をもっと徹底すべきだ、だから今のような傍受記録、要するに捜査の対象になるような記録された通信の当事者でなく、傍受したすべての通信の当事者に対して行うべきだというような一部の意見もある。

ところが、そういう制度はとっていません、今度の法案では、そこを法務当局としては説明する義務があると思いますので、お願いいたします。

○政府委員(松尾邦弘君) 先ほど申し上げましたように、犯罪と何らかの関係があり、傍受記録に記録された通信の当事者に対して通知を行うというところとされております。

しかし、今お尋ねのように、傍受すべき通信に該当するか否か、スポットモニタリングという形で聞くことがございますが、そのために聞いたもので、何らかの犯罪と関係はないということと判断したもので、その両当事者には通知はしないということとされておるわけでございます。

今申し上げたような該当性判断のための傍受というのは、通信の一部を先ほど申し上げました極めて短時間、断片的に傍受するにとどまるということと、そのみの通信の記録は消去して捜査機関の手元に残さないこととしております。犯罪に関係のある通信についてだけ傍受記録に残すこととなっておりますので、それに関係のない通信の当事者の通信は傍受記録には入っておりません。つまり、捜査機関の手元には残らないということになっております。

ことになっております。

それから、もう一つ理由を申し上げますと、通知を行うためにだけ犯罪と関係のない通信の当事者を特定するための捜査を行うことは適当でないと判断しております。場合によりますと逆探知、あるいは逆探知しなくてもその電話番号の名義人が通話したとは限りませんので、実際に通話した当事者を特定する捜査というのがどうしても必要でございます。つまり、スポット的に聞いた、犯罪に関係ないというふうに判断した、しかし通知をしないといかぬということになりますと、短時間聞いた両当事者についてこの電話からだれがしたのかということまで捜査を尽くしまして通知をしないといかぬということになります。これは適当ではないだろうということが判断の一つにございます。

また、犯罪に関係のない通信の当事者、例えばたまたま傍受している電話に被疑者の知人がかけ上った、あるいは先ほど酒屋さんのケースで申し上げました。まれにはそういうこともあるかもしれません、酒屋さんがかけてきましたと、こういった通信の当事者まで連絡しなさいかぬ、通知しなさいかぬといかぬことになりまして、知人あるいは酒屋さんにまで、あなたの電話はこういう被疑事実で何月何日何時何分傍受いたしましたよということを知らせなさいかぬことになりまして、そうなりますと、かえって被疑者の不利益になるケースも多々出てくるだろうと思っております。今申し上げたような幾つかの理由を総合しまして、今回の制度では、犯罪に関係のない、短時間聞いたにすぎない通信の当事者にはあえて通知をしないことが相当であると判断した次第でございます。

○服部三男雄君 今の刑事局長の答弁わかりにくいので、もっと生の話をすればいいと思う。

例えば、犯罪をやっている人、確かに犯罪の電話を入れた場合、まずだれだれですがとは言わないです、友人に電話するときは、何々ちゃん、お

れやという調子になるだろうと思うんです。お互いが氏名、姓名まで名乗り合わない電話の方が多いいんではないかと思う、一般私人の電話であれば、そうすると、例えば何々ちゃん、あるいは服部なら服部だけだと、その人の下の名前がわからないうような特定できない。通信の相手はだれかわからないとなると、相手方の電話番号を全部逆探で調べていかないといかぬということになるようなことはかえって不利益になるんじゃないかという趣旨でおっしゃったわけですね。

もう一点は、傍受したところが、ずっと二時間間聞いたけれども実は犯罪関連通信が全くなかった場合がありまして、そのような人はあるいは警察の方で傍受をすべきでなかったかもしれないような例が出てくる可能性もありますね。その場合にその通信の相手方に全部言っていくとなると、実はその人は後で考えてみると犯罪の容疑が全くなかったような場合だと、これは被疑者と目された、傍受した相手方に対して大変な不利益をこうむらせることになる。そういうことから傍受記録に残らない通信の相手方に対しては通知しないんだ、こういう趣旨と理解していいわけですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 具体的にはそのようなケースでお考えいただければと思っております。

○委員長(荒木清寛君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、郡司彰君が委員を辞任され、その補欠として海野徹君が選任されました。

午後三時三十分休憩

午後五時六分開会

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○服部三男雄君 自民党の服部ですが、引き続きまして質問を続けます。

法務当局に尋ねますが、アメリカ及びヨーロッパ諸国では特に傍受は三十年の歴史がある、犯罪捜査手法として実績を上げておるわけですが、その諸外国の制度と本法律案における通信傍受とはかなり異なっている部分がある。私に言わせれば日本の方が弱い捜査手法になっていると言わざるを得ないんですが、その諸外国との対比、特に期間、それから室内会話について、傍受の方法、テープは流して放しなのかどうか、モニタリングが入るのかどうか、それから立ち会い制度、不服申し立て制度、五、六点についてかなり日本の方が厳格にしているというふうに思うわけですが、その詳細な説明を求めます。

○政府委員(松尾邦弘君) 多少長くなりますが、順次御説明を申し上げたいと思います。

この通信傍受の制度でございますが、諸外国ではアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、イタリアなど主要先進諸国はほぼすべてにおいてこうした制度が整備されている現状でございます。

比較をさせていただきますと、まず対象犯罪でございまして、例えばアメリカの連邦法を見ますとかなり多数の犯罪が列挙されておまして、殺人、誘拐、強盗、恐喝、それから薬物あるいは盗品等の輸送等かなりの罪名が挙がっております。ドイツでもやはり法律に列挙された犯罪ということになっておまして、内乱あるいは殺人、人の自由に対する罪全般あるいは集団窃盗、強盗、恐喝、それから通貨偽造等も入っております。フランスでは規定の仕方がちょっと違いますが、重罪全般あるいは二年以上の刑期のある拘禁刑の軽罪というところで、これもかなり広い対象でございます。

これらに比べまして我が国では、午前中申し

上げています。対象犯罪は修正案におきまして四つの類型の極めて限定された範囲に絞られていることがまず第一でございまして、それから、犯罪の嫌疑についていいますと、本法案では逮捕の要件であります相当の理由よりも厳しい十分な理由を要求しております。この点も、諸外国ではほぼ逮捕の要件である相当の理由程度の嫌疑ということでございまして、この点においても我が国は非常に厳格な要件を設けているということが言えるかと思えます。

それから、傍受の対象となります通信でございますが、我が国に比べまして、例えばアメリカですと口頭会話と室内会話が対象とされております、電話等の通信手段以外に、それから、カナダあるいはイタリアにおいても口頭会話がその対象になっているという点で我が国よりもさらに広く傍受の対象を決めているということでございます。また、この点、我が国はそういったものを入れていない点で絞りがかけられていることは言えるかと思えます。

さらに立ち会いの問題でございます。先ほど申し上げましたように、諸外国で通信傍受の制度がほぼ先進国では整備されているわけでございますが、第三者を立ち会わせる制度を採用している例はないものと承知しております。つまり我が国独特の制度といえますか、そういう意味では非常に慎重な制度をこども導入しているということが言えるかと思えます。

それから、傍受した通信すべてを録音等で記録して、これを封印して裁判官が保管するという制度も我が国ではとっているわけでございます。こういう制度をとっている国も諸外国にはございますが、やはり厳しい事後措置ということの対応措置が盛り込まれているということが言えるかと思えます。

それから最後に、傍受の期間について申し上げます。我が国では原則十日間ということでございまして、裁判官の判断で十日以内の期間の延長ができて

るが、最大限で三十日を越えない、こういうこととされております。

この点の比較をしてみますと、主要国の傍受期間ですが、アメリカ連邦法では当初三十日以内、ドイツでは三カ月以内、フランス四カ月以内、カナダ六十日以内、イタリア十五日以内ということでございます。これらの国の通信傍受法におきましては、当初の傍受期間と同じ期間の延長が認められて、その延長の回数に制限はございせん。この点でも、我が国の傍受期間というのは、主要国と比較しても極めて限定的であるというふうに理解できるところだろうと思えます。

以上でございます。

○服部三男雄君 先ほどの冒頭の質問のときに、この法案の問題点は、捜査という公共の福祉と、個人のプライバシーがどの程度侵害されるか、その受忍限度との接点の問題だと私、冒頭、問題意識として取り上げました。

それに関連する部分で、一番やっぱりプライバシーの観点で問題になるのは、通信傍受期間が長いのか短いのか、あるいはその延長回数制限がないのかどうかというのは非常に大きな問題にかかわるだろうと思ふんです。聞く時間が長ければ長いほどどうしてもそれはプライバシーを侵害する可能性が高くなるわけですから。

そういう意味で、今の刑事局長の答弁では、まず延長の制限が三回、諸外国は全部無制限でございますが、諸外国はもう最初から三十日とかあるいは百日とか百二十日と、もう日本の十倍ぐらいのものを持っているというところにも、やっぱり今度の法案が国民にまだない法案だということとで、できるだけ国民の人権侵害の危険性のないよう、少なくとも国民に措置していると言わざるを得ないと思ふんです。その点をもっと法務省としてもアピールするように要望したいと思ふわけでありまして、それは余談ですが。

さて、ハーバード大学の刑法学者だったと思うんですが、私は読んだ記憶があるんですが、二十

一世紀は、もう共産主義国家がなくなってきたから、自由主義体制、資本主義体制がグローバルリズムで広まる、それに対して、アンガラ組織とそういう正常な国家との戦いの世紀が二十一世紀ではないかというような本があったんですが、私も同感なんです。

そのアンガラ組織というのは、国境を簡単に越えられるという時代になった、グローバルリズムの時代になってきました。国境の壁がないとなると、組織暴力団同士が横の連携を、国家の壁を越えて人的にも資金的にも簡単に移動できることでやりかねない。事実、日本が一番そのターゲットにねらわれやすい、まず海岸線が非常に長い等々の理由があつて、この点について、国連のこういう組織犯罪対策のための委員会、日本の暴力団がいりる世界じゅうに出てきているということについて注意を喚起するような声明が出たことがあるというのも承知しております。

諸外国でこれだけの厳しい捜査のための、日本から見るとやや緩いと思われるような通信傍受制度をやっている。それは、世界じゅうの組織犯罪に対する、犯罪との戦いという、捜査機関との戦いという観点では、私は、ヨーロッパであろうとアメリカであろうと日本であろうと全く変わらないと思ふんです。今後の日本の犯罪構造、特にここ近時の異常な現象等を見ていると、そうしかというところが一点。

もう一つは、その点について国連とかサミットでどのような議論が出てくるのかという点が二点。

三番目は、ヨーロッパの、室内の口頭会話もと、傍受もテープも無制限で流し放しでとる。こういうことに対して、ヨーロッパにもアメリカにもそれぞれ憲法があつて人権保障規定があるわけですから、プライバシーの保護も書いてある、明文でちゃんと書いてある。ヨーロッパではそういったことに対して、これだけの幅広い捜査権限を持たせている、傍受に関する捜査権限を持たせて

ていることについて大々的な反対論があるのかどうか、私は真実にして聞いたことがない。そういう反対論がないからもう三十年定着しているわけですね。

その三点について刑事局長の答弁を求めます。

○政府委員(松尾邦弘君) まず、今回の法案に盛り込まれております通信傍受のシステム自体が、先ほど申し上げましたように、いろいろな面で諸外国と比較しますと大変厳しい内容になっているというところは委員御指摘のとおりでございます。これはさらに、原政府案から修正案になりました段階でいろいろな要件が加重されたといえます、さらに厳しいものに今なっているわけでございます。

委員の先ほどの御発言の中にもございましたけれども、やはり我が国の通信の秘密に対する国民の感覚といえますか、そういったものとか、あるいは確かに戦後のいろいろな経緯の中で、具体的に言いますと、神奈川において行われました共産党の幹部に対する通信の傍受の事件、盗聴の事件というのがございまして、ある意味では、私はほかの場所での負の遺産というような表現を使わせていただきましたけれども、やはり捜査機関側にとりまして、国民にマイナスのイメージを与えている点等、いろいろな諸要素がございまして。

こうしたことを勘案いたしますと、現時点における通信傍受の制度として我が国に初めて法律で明定されるわけでございますので、非常に慎重にお考えになる、国会の議論でも非常に慎重な対応が必要であるという論議がされていることについては、我々捜査機関としても理解できるところでございます。また、制度の第一歩のあり方としては、こういう形でまず一步を踏み出させていただいて、とりあえず国民に対して通信傍受というものの実際の運用を見ていただくということが肝要かなというのが今の感覚でございます。

それから二番目に、国際的な問題でございますが、たまたまあすから我が国でFATFという国際機関の総会が七月二日まで開かれます。これは

一九九八年、昨年の七月から我が国が議長国として就任している会合でございまして、そもそも設けられましたのは、平成元年のパリで開催されたアルシュ・サミットの経済宣言で、マネーロンダリング対策のための作業部会が必要であるということと設立された機関でございまして、二十八の国・地域、国際機関が参加しております。パリのOECDに事務局が設置されているという機関でございまして。

このFATFの昨年の対日審査というのがございまして、ここで我が国の、主としてマネーロンダリング関係でございまして、法整備についての審査を受けたことがございまして。

その際に、我が国が主要国の法制度と比較して資金洗浄対策法制が極めて不十分であるということが強く指摘されたところでございまして。その際に、捜査当局の内部における独立した資金洗浄対策部門を設置すること、あるいは電子的監視を含む特別な捜査手法の利用等の追加的な処置を資金洗浄対策においても考えるべきであるという勧告がなされたわけでございまして。

我が国は、それに対して、現在、国会で組織犯罪対策三法という形で法案を審議をさせていただいてるところですということを言っております。昨年の七月から議長国になりまして、その会合があつたから我が国で行われるということでございます。

この一つの例に見られますとおり、我が国はG8を中心とした先進諸国の中で組織犯罪対策法制という意味では一番おくれた国でございまして。このマネーロンダリングにかかわる法整備、あるいは通信傍受を中心とします捜査手法、あるいは組織犯罪に対する処罰規定の加重といったいろいろの面においておこなわれているという指摘が強くございまして。

実は、先日、国連の次長、アララッキさんという方が日本に来たことがございます。主としてマネーロンダリングの関係で我が国の現状等の視察に来られたというふうに聞いておりますが、その

際にも、やはり日本が今言ったような法整備面でおこなわれているという指摘を私に対してもしておりました。

その際に私が非常に強く印象づけられたことがございまして、諸外国では実体法を整備して加重規定等を置くということは組織犯罪対策に非常に重要だと。それと同時に、ただそれだけでは検査でなければ絵にかいたもちに終わるということと非常に強く言っております。そのための制度として捜査機関にやはり有効な捜査手法を与えるよう検討すべきである、そのためには基本的人権の観点等との調和も非常に重要だということ、調和を図りながらそういった新しい手法を検討すべきであるということも言っております。今回の法制度等も、その際に私の方から説明をいたしました。それについて服部委員から今御指摘がありましたけれども、通信傍受の制度から見ようかという意味では厳し、非常に諸外国から見ると厳しい制約のもとでしかできないということについては、大丈夫かというようない心配もされてきたことも事実でございまして。

そうした中におきまして、今回のFATFの会合で、ある程度の我が国のそうした法整備についての言及がなされるのではないかとということで我々としても注目しているところでございまして。それから、今のアララッキさんの言と委員の質問とは関連しますのでもっと申し上げますと、アララッキさんという方はイタリアの組織犯罪対策のある意味では専門家という経歴がございまして、その後、国連に移られて国際的な組織犯罪対策の元締めをしているという方でございまして、その方に、諸外国で、特にイタリア、あるいは国連に加盟している主要国で通信傍受の制度を導入するに当たっていろいろの反対はなかったんではないか、そこらあたりはどうでございまいしょうか、という話を聞いたんですが、やはりそれなりにいろいろの議論があったということをおっしゃっております。

ただ、そうした議論を経た上で制定された通信傍受制度の運用について、少なくとも主要国の間で今大きな議論はされていない、大きな反対の動きはないということをおアララッキさんは認識されているということもございまして。

この三点でよろしくございまして。○服部三男雄君 大体この通信傍受関係の問題点のピックアップは終わったように思いますが、結論から言いますと、要するにスポットモニタリングで聞かれる犯罪と全く無縁な善良な一般市民の私的な会話、スポットモニタリングでどのぐらい侵害されるかというところにこの法案の争点は尽きると思うんです。

そこで、私も元捜査官でありましたから、いわゆる押収、捜索に行ってきた。考えてみますと、押収、捜索のときにいろんな文書とか日記帳とか家計簿とか全部見ていくわけですね。その中から犯罪に関連する証拠物を押さえるわけです。ということは、第三者がその押収、捜索したところへ送った通信文とかは実際には全部見ているわけですね。そういう比較論をしますと、令状に基づいて正規の押収、捜索をすれば個人の通信文とかあるいはメモ書きのようなものは事実上もう既に見ているんだというふうな例を思い出しますと、今回の傍受で善良な犯罪と関係のない一般市民の通信がたまたま、数は少ないだろうと思いますが、これだけ厳格に要件を絞っていますから数は少ないだろうと思えますが、それでも該当性判断の部分で断片的に聞かれることは、これはもう押収、捜索との比較論からいけば国民は受忍限度の中だと私は納得してくれるように思うという意見を私は持っています。

それに対してある方々は、いやそれでもだめだとおっしゃるわけですが、それならば押収、捜索とこの通信傍受とはどう違うんだということになるわけですね。そうすると、通信傍受の方は通知がないじゃないか、こうおっしゃるんです。しかし、先ほどの刑事局長の答弁にあったように、一般市民のすべてに対して傍受記録に残らないものを通知することはかえってプライバシーの侵害になるという説明では納得できるだろうと思っております。

そこで、最後の問題は、警察官が本当に傍受記録から該当性判断の部分で消去していくのかという信頼性の問題にかかわるわけですね。その点について警察の方に尋ねます。

読売新聞が昨年十二月に司法制度に関する世論調査をやりました。そうすると、法曹三者及び警察官のところに世論部分は出てくるわけですが、一番高いのは裁判官の八〇％です。次が警察官の七三％、次が検察官の七二％、信頼できるかどうかです。弁護士は、私も現職の弁護士ですが、実に遺憾ながら五六％なんです。日本の警察に對する一般市民の信頼が非常に高いということとを前提に、警察として今後、傍受すべきでない、該当性判断して違ふ、あるいは該当性がはっきりしないというのを全部消去するということをどのように現場の一線の警察官に周知徹底して、その七十数％の国民の警察官に対する高い信頼を裏切らないようにするか、この法案の問題はそこに尽きるんだらうと思っております。林刑事局長に尋ねます。

○政府委員(林則清君) たびたび言われますが、通信傍受制度というものは基本的人権に深くかわるものでありますから、委員御指摘のようにその運用全体が非常に適正に行われなければならない、これを徹底していく必要があるということを考えております。

それで、その消去なりその他の運用を含めまして、この法案が成立しました場合には、国家公安委員会規則におきまして、例えば傍受令状の請求については警察本部長の決裁を要すること、明文化するとか、あるいは先ほども話に出ましたスポットモニタリングについてのマニュアル、規則をきっちり決める。そして、それには決して反することのないよう教育等を徹底するということが適正な運用を図ってまいりたい、さように考えております。

○服部三男雄君 警察当局にもう一点尋ねますが、過去に年に一件、あるいは二年に一件ぐらい、捜査意欲の強過ぎる捜査官が参考人の名前を別に書いて押収捜索令状をとったような不幸な例がたまにばらばら、大体、日本の捜索押収等強制令状は私の記憶では年間十五万件ぐらい日本の警察はとっています。その中の一件という非常にごくごく微量ではありますが、やっぱり後から見れば警察の捜査に対する信頼を失墜しかねない例があった。

ただこれについては、私自身は資料を持っておりませんが、警察は、事件が発覚した限りではその捜査官に対して厳しい懲戒免職処分を行っているというところで日本の警察の信頼度を高めていると思うのですが、そういう部下に対する厳しい監督と、非違行為があれば直ちにその警察官を懲戒免職にするような措置を今後もとっているという決意を明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(林則清君) 議員御指摘のように、大変残念なことながら、例外中の例外としてたまにそういった違法な手段によって捜索令状を得たとかというものがござります。これに対しては厳しく行政上の処分を行うだけではなくて、ほとんどのケースは、例えば虚偽公文書作成ということで刑事事件もいたしております。

今後とも絶無を期して最大限の努力を組織としても行っているわけでありますけれども、やはりそこは生身の人間の世界でありますから、何万件に一件というような率でそういった不祥事も生ずる可能性がござります。そういった場合には、事案の内容に応じて違法行為に係る行為者本人に対するただいま申し上げましたような懲戒処分を含む厳正な処分、それから刑事事件を構成するような法令に触れるような場合にはその措置を講ずる。さらに、先ほども申しましたように通達や各種会議での指示によって常に警察官に対する教育指導、それから幹部によるそういった一つ一つの行為の管理の徹底ということを図ってまいりたい。

いずれにしても、この法案が成立いたしましたならば、その運用については組織の総力を挙げて適正な運用を図ってまいりたい、かように考えております。

○服部三男雄君 本法案は、政府原案に対する衆議院の方の大幅な修正がありましたものですが、法務当局に対する質疑はもうちょっと細かい点、技術的な点がござりますが、それは後日、来月七月一日の定例日に行いたいと思います。

それで、修正提案者の衆議院の先生方五名、長時間お待ちしておりますので、そちらの方の質問に移らせていただきます。

衆議院において提出、可決された修正案でござりますが、傍受の対象犯罪の範囲を限定するとか、実に大幅な修正がなされました。このような修正を行った基本的な考えというもののについて、まず第一点から御説明願いたいと思います。

○衆議院議員(笹川義君) 御案内のように、捜査当局としては、原案の中にもありますように、すべてといえますか、大方の犯罪の通信傍受をした、憲法との絡みあるいはまた我が国で初めて行われる通信傍受の法案でござりますので、そこはもう厳しく四角く絞って厳正に運用をしてもらいたい、こういうことで三党の合意ができました。

御案内のように、近年は覚せい剤等が広く一般市民にも行き渡っております。麻薬のことしの押収量ですが、もう一トンを既に超えておる。しかし、現実には捕まる人は末端の人ばかりで、なかなか首謀者が捕まらない。今までの捜査手法ではもう限界があるんです、ぜひひとつこの通信傍受の捜査手法を新しく加えていただいて、犯罪のないう平和な社会の建設に邁進をしたい、こういうような捜査当局の願いもござります。

我々としては、そういう意味も含めて四つの犯罪だけに厳しく絞って、国民の信頼性はもちろんのこと、平和な社会生活を守るための最低の犯罪ということに絞らせていただいた。またそのほ

か、例えば、逮捕状は警部以上の請求なんというものがござりますけれども今回は警視以上の人間でなければ令状の請求はできないし、また裁判所におきましても簡易裁判所の判事は発付権がない、地裁の判事に限るとか、あるいは検察官も検事総長の指名する者とか、いろいろそういう制限もほかに加えて、なるべくこれが国民の皆さんの御理解がいただけるようにということとこのように修正をさせていただきました。

○服部三男雄君 それでは、修正案につきまして、各修正部分の趣旨をお尋ねしたいと思

まず、本法第一条に目的規定が新たに加わりまして、「組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ」という文言が入っておりますが、この趣旨についてお尋ねいたします。

○衆議院議員(笹川義君) 御案内のように、第一条に国民の安全や平穩な市民生活を脅かしている状況にかんがみと。

先ほど説明しましたように、近年犯罪が非常に複雑化しておる、同時にまた犯罪自体も国際化している、なかなか今までの犯罪を取り締まる手法だけではできないということとござりますので、市民あるいはまた国民の皆さんにわかりやすいように、こういう犯罪があることによって平穩な市民生活が脅かされているから、脅かされないようにするためにこういうことをさせていた

い、こういう意味で、よくわかりやすいという意味で一条に入らせていただきました。

○服部三男雄君 先ほど御説明ありましたように、修正案で四つの対象犯罪という言葉を使っております。要するに、四つの犯罪に限定しました。この理由について、今まで衆議院の笹川先生から説明がありましたが、再度同じ趣旨で尋ねたいと思います。

生からも御質問がございましたが、もう既に一トンを超えておる。しかし、現実には流通したものはもっともっとその数倍あるかもわかりませんが、今までの捜査手法ではそれ以上押収することも首謀者を逮捕することもなかなかできないというところであります。

もう一つは、銃器によります犯罪。これはまず、人間の命がなくなるわけでありまして、特に暴力団が組織的に外国から銃を密輸入するということと、これもその犯罪にさせていただく。

それから、組織的犯罪であります。御案内のようにオウム事件等がござりましたが、暴力団が相談をしながら複数の人をやるとか、あるいはまた複数の人間が相談をして殺人の計画をするとか、そういうことで個人個人の、一人一人の殺人事件はこの対象の中から省かれております。

それから四つ目でございますが、集団密航。これはもう国民の皆さんが御存じのように、日本以外の第三国から船舶の船底、すなわち人間が入れないところを改造して、そこへ何十人も人間を詰め込んで、一人数百万円のお金を取って実は日本に集団密航させている。これは御案内のように、外国の犯罪ではあります。被害者は実は日本であります。しかも、密航してくる人自体も、何百万というその国の人の所得の数年以上の実はお金を払って日本へ来るわけでありまして、来たからにはやはり法を犯してでも就職をしなければならぬ、就職ができなければこの人たちは犯罪に走る可能性も大いにあるわけです。

今までの社会の状況と変わります。これは集団密航の罪というものが日本で起きるなということとは今までも余り想像もしていなかったこととありますので、この四つの罪だけに限定をさせていただく、こういう趣旨であります。

○服部三男雄君 それらの四つの罪は、組織犯罪集団によって密行的に行われると同時に、先ほど私は松尾刑事局長に尋ねましたが、犯罪の態様から見まして電話等の機器をよく使う、対応せざるを得ない。そのような犯行をやるには電話は必ず

必要な事犯であるという観点もあって四種に限定されたように聞いておりますが、それでよろしくうございませうか。

○衆議院議員(笹川義君) そのように解釈していただいて結構です。

○服部三男雄君 今、ちょっとお触れになりましたが、殺人の中でも刑法の定めたる百九十九条の殺人罪ではなくて、組織的犯罪処罰法の組織的殺人の罪を対象犯罪としておられますが、この点について、どのような理由によるのかお尋ねします。

○衆議院議員(笹川義君) 先ほど申し上げましたように、一対一といえますか、単数の殺人事件は御案内のように今までの捜査手法でも十分に対応できておりますが、密行的にする、あるいはまた集団犯罪ということになりますと今までの捜査手法ではなかなか困難だということで、通信傍受をさせていただいて未然に防ぎたい、あるいはまた検挙したい、こういう意味で複数あるいは組織的ということに限定させていただきまして。

○服部三男雄君 政府原案の方は、通信傍受の対象犯罪としていわゆる誘拐犯が入っております。特に、身の代金目的とか営利目的による誘拐というのは非常に悲惨な例が多い。ほとんどの方が亡くなっている。そのかわり検挙実績も九十数%と非常に高いんですけれども、犯罪の罪質として、これには通信傍受というのは非常に典型的な有効な捜査手段ではないかなと思っておりますが、これを修正のところでどうも落としておられるようですけれども、この点についてその意味を問います。

○衆議院議員(笹川義君) おっしゃるとおり、誘拐犯につきましては検挙率が非常に高い。今までの手法でも、十分とはいきませんけれども相当対応ができる。組織的な誘拐というのはある場合があります。けれども、大体今、日本で行われます誘拐は必ずしも組織的に行われてはいない。ある種の善良な市民がある日突然誘拐をするというような場合がございまして除きました。

もう一つは、誘拐犯にいたしますと大体が営利誘拐につながっていきますので、こちらが捜さなくとも逆に向こうの方から通話があり、金品の要求があるわけですから、そういう意味では現実の通信傍受と同じような効果があるのではないかな、こういうことで外させていただきまして。

○服部三男雄君 私は何件か誘拐犯を扱ったことがあるんですが、実際に電話を使ってお金を要求するときに、もう既に殺している場合があるんですね。だから、その前の段階の電話の傍受をすれば殺人に至らないで未然に防げるんじゃないかというような例が考えられるんですけれども、その点について何か考えられたことはございませうでしょうか。

○衆議院議員(笹川義君) おっしゃるとおり、小さいお子さんの場合には幽閉して無言でおらせるといことは不可能ですから、誘拐と同時に殺人が行われてしまつてその後金品の要求、被害者の方は生きていてということ想定しながらお金を払うということもあると思います。いずれにしても、この場合には、今までも逆探知そのものは家族の了解と要請があればできないわけではございせんから、必ずしもこの法律による通信傍受をやらなくても私は可能ではないのかなというふうに考えております。

○服部三男雄君 それだけ組織性というものを重視された修正である、こういう趣旨でございませうか。

○衆議院議員(笹川義君) そのとおりでございませう。

○服部三男雄君 次に、修正の大きな項目の一つに、この法案の第三条第一項第三号、要するに準備のための犯罪というところがあるわけですが、この範囲を非常に限定されたわけでありまして、その理由についてお述べください。

○衆議院議員(上田勇君) 原案では、この三条一項三号の対象犯罪の実行に必要な準備のために犯された犯罪の範囲について禁錮以上の刑が定められていたものとしておったわけでありましてけれども、

も、それでは余りにもその範囲が広く、実際の傍受には引き続き対象犯罪が犯されると認められるという要件が必要であるとしたとしても、相当軽微な犯罪が実行された段階で傍受が開始されるということでありましたので、そこでその対象犯罪を一定の組織性が認められる重大な犯罪に限定したことを踏まえまして、これらの実行の準備のために犯された犯罪についても、これを一定の重大な犯罪に限定するのが適当であるというふうに考えた次第でございませう。

そこで、この修正案で「死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」としてありますが、これは一般に予備罪が懲役二年以上とされていることを考慮したものでございませう。

○服部三男雄君 同じく、その法第三条第一項第三号についてお尋ねしたいと思うんですが、必要な準備のために犯された一定の範囲の犯罪が別表に掲げる罪と一体のものとして犯されるということと要件にしておられますが、この意味についてお答え願いたいと思ひます。

○衆議院議員(上田勇君) この修正の趣旨は、修正の「別表に掲げる罪と一体のものとして」ということの趣旨でございまして、これは別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯された犯罪とその別表に掲げる犯罪との間に、いわば客観的な一体性が認められることが必要であるという趣旨でございませう。

例えば、無差別な大量殺人を行う計画、謀議が行われている場合に大量の毒物を違法に製造しているといった場合のように、それぞれの犯罪自体の性質、一連の犯行計画、謀議の存在等によって認定されるものと考えているところでございませう。

○服部三男雄君 先ほど笹川衆議院議員からお話がありました、令状の請求者の関係で、警部から監視とか検事総長が指定する者とかいろいろ修正されたわけですが、この趣旨についてお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(笹川義君) 先ほど服部委員の質問の中でちょっとお答えしたと思ひますが、逮捕令状は警部以上の者の請求、あるいはまた逮捕令の発付も簡易裁判所の判事ということになっておりましたが、御案内のように、憲法の問題もございまして、国民の信頼ということ等をそれぞれ勘案いたしまして、請求者は警視以上、地方で申しましたら警長、副警長あるいは刑事官までが監視でございまして、大体そういうふうになるだろう、また請求も検事総長が指名する者と。

特に、警察の場合に限りましては本部長の許可とすることでありまして、将来何か間違つたことがあれば、ただ単に下級の警察官の処分だけではなくして、警察本部長の処分にも当然波及するというふうにならざるを得ないで、特に傍受令状の請求権者をより高い立場から判断できる人とした。

特に、判事の場合には、地方裁判所の判事というところで、犯罪の国際共助の請求令状というものも地方裁判所の判事ということになっておりますので、それとこれからの国際的な組織的犯罪の撲滅等を考えますと、地方裁判所の判事というふうには格上げをさせていただくのがより適当で信頼感があるだろうというところでございませう。

○服部三男雄君 日本独自のしかも人権を非常に尊重するという立場で、傍受について立会人制度という新しい制度をつくることになったわけでありませう。修正案で常時立ち会いというところまで進んだわけでありませうが、この修正された理由についてお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(笹川義君) 御案内のように、衆議院の議論の中でもいろいろございまして、弁護士を立ち会わせたらどうだ、あるいはまた立ち会ひにつきましても大変厳しい、長時間になりますし深夜になるかも知れませんが、これはやはり警察官が裁判所の発付した条件をきちっと守っているかどうか、このことを外形的にも厳しく監視する形がいいだろうというところで、立会人になる方は大変お気の毒でございませうが、平穩な社会生

活ができるという国民の一つの大きな願い、また犯罪を撲滅したいという国民の願い、そういうことも含めまして、大変気の毒ではございますが、常時立会人を置いておくということが捜査官にとっても大きな戒めといえますか、圧力と言うのはちょっと言葉が悪いかも知れませんが、それとも、そういう意味も含めまして立会人には常時立ち会っていただくというふうにさせていただきます。

○**服部 英雄**君 これは修正の実施の問題になるので法務当局に尋ねたいんですが、十日間常時立会人が要求さ
ち会いとなると、かなりの人数の立会人が要求さ
れるわけです。実際に確保ができないような場合
も十分考えられると思うんです。それはあつては
ならぬことで、できるだけ実施を行う警察官なり
検察官が立会人の確保に努力しなきゃいかぬが、
どうやっても緊急のことで立会人ができないと
なった場合にはどういう処置をするんですか。

○政府委員(松尾邦弘君)　まず第一には、そういう事態に立ち至らないようにいろいろお願いをするということがまず第一。基本的にはN-T-Tの交換機の現場で傍受する場合がありますと思いますが、N-T-Tの交換機のある現場で傍受することになる。そうしますと、基本的にはN-T-Tの職員に立ち会ってもらうのが一番いいわけでございます。そういうわけで、そういうN-T-Tの当該交換機のある事務所の皆さんに説得をして立ち会っていただくということになると思います。

ただどうしてもN.T.Tが業務の都合その他でこの時間は難しいとか、あるいは深夜にわたるこの時点は難しいということになりますと、次善の策として地方公共団体の職員、過去の検証の例でいいますと例えば消防署の職員にお願いしたことがございます。そういった形で、N.T.Tの職員以外の人たちにも協力をいただくようにお願いするということだろうと思います。

ただ、そうした手を尽くしても、どうしてもこの時間は立会人がいない、あるいは立会人を用意していたんですが、緊急なことで立会人がい

なくなっていましたということも考えられないことではないわけですが、そういった場合に、
は、この法案によりますと電話傍受は中断する、
できないということになります。

○服部三男雄君 次に、今、笹川先生から、人権擁護のために立会人を厳格にしたんだ、こういう趣旨のお話がありました。その趣旨と同じだろうと思うんですけども、当該傍受の実施に関し手続の適正を担保するための立会人が意見を述べることができるという条項が追加されておりますが、この趣旨をお尋ねしたいと思います。

的条件あるいはまたモニタリングその他、裁判官に対して書面で行くわけですから、ですから捜査官に対して意見を述べることができる。

恐らく、実際に運用されれば、立会人の意見というものはいろいろあるかも知りません。あるいはほとんどないかも知らないし、意見が述べられるということにしておきませんと、ただい

だけれど、話になってしまつて、必ずしも立会人が担保できないんじゃないかというようなお話もあろうかと思ひますので、立会人が意見を述べる。その意見については、モニタリングが少し長過ぎるんじゃないかとか、あるいは裁判官の書いた令状の中の記載事項から少しはみ出ているんじゃないかとか、いろいろそういう意見はやつてみないきゃわかりませんけれどもあると思ひます。もしないぐらゐ適正にきちつとやつてくれれば、私はそれにこしたことはない、こういうふうと思ひます。

○服部三男雄君　先ほど笹川先生のお話の中に、立会人に弁護士という意見もあるようだと先にお答えいただいたんですが、その点について触れたと思います。

私自身も弁護士でありますし、日本の弁護士会の実情というのはある程度知っているんですが、数日以上、しかも深夜に傍受されることが多いだろうと思うんです。それに弁護士さんが立ち会うということとは、今の日本の弁護士の数あるいは弁

護士会の機能その他から考えても実際は絶対不可能だということはすぐ自分の経験でわかるんですけれども、例えば衆議院で行われた参考人質疑の中で、一部の学識経験者と言われる人が、いやそれはできるんじゃないかと、弁護士会がやればよいいいことだとか何か言っていました。中には、弁護士の職域の拡大にもつながるんじゃないかとと首をかしげるような話もありました。

多くの弁護士はそんなことは考えていないと思
うんですけども、提案者もその点について先ほ
どちょっとお話しになりましたが、どのような検
討を加えられて、結果としてこのような案を採用
しなかったのか、説明願いたいと思います。

○衆議院議員(笹川幾君) 衆議院の審査の中で参
考人からいろんな意見がございました。弁護士さ
んが立ち会ったとどうだ、いやそんな暇な人はい
ない、とてもできないよというようなことも、現
職の国会議員の弁護士資格を持っている人からそ
ういう意見も出ました。

御案内のように、一般市民からすると、ちよつと聞くと弁護士が立ち会つと非常にいいように一見思ふかも知れませんが、実は弁護士の仕事そのものが法廷において捜査当局と対峙し、国民の権利と義務を守るためにやはり被疑者側に立つて戦うわけがありますから、その人が捜査当局の味方というわけじゃありませんが、側についてと云うような批判が仮にあったとすると、先ほど服部委員の弁護士に対する信頼度が警察より低いということでありますから、なお低くなる心配もああるでしょうし、また弁護士の先生方をやはり深夜

なんという話で、国選弁護士でもなかなか大変な時代に果たして弁護士会がもろ手を挙げて私の方で当番制で出しますよといううな話にもうとてもならないんじゃないか。逆に私はそういうふう

に思いますので、弁護士業務ということもよく内容を考えていただくと、N T Tの職員みたい

にみずからの職場を守り、国民の通信の秘密を守るという職業に従事している人とあらゆる犯罪の

弁護をしなきゃならぬという人と同等に扱うとい

うことはかえって国民の信頼を傷つけるんじゃないのかな、こういうふうには思いますので、弁護士の立会人というようなものは三党協議の中で結論が見出せなかった、こういうことでございます。

○服部三男雄君　それでは、令状に記載された犯罪以外の犯罪に係る通信の傍受の許可ということとところで、裁判官が事前に審査して傍受を許可した通信以外の通信まで傍受を広げることについて、憲法の令状主義に反するんじゃないかというような意見が一部にはあるんです。

りましたが、この令状主義の問題についてはほとんど変わっていないんじゃないかなと私は思っております。重大な犯罪に関する通話が現に行われている、すぐに保全しなければ保全の機会が失われるような場合にまで傍受を続けることは私は令状主義に反しないと思うんですが、この点に関して、修正提案者の所見を聞きたいと思います。

○衆議院議員(笹川龜君) 今、服部委員の方からお話がありました。許可された内容を傍受しながらその中にたまたまほかの犯罪の予知をできるようなものを発見したときには、これは一々裁判官のところへ飛んでいってすぐ令状をもらったんではもう既に間に合わないわけですから、やはり現行犯逮捕と同じようにその場で適切に対応する必要があるだろう。こういうことで、この通信傍受の中で重大な犯罪がまきに行われようとしているものを見逃すことよりは、それをやはり傍受することによって、事後に審査をしていただくというのでありますので、私は決して令状主義に反するとは思っておりません。

○服部三男雄君　その修正部分のところに、傍受の実施報告書、これは出さなきゃいかぬわけですが、当該通信が傍受を許され他の犯罪に該当すると認められた理由を記載させることは今の部分と関係しておりませんね。

その点、政府案では他の犯罪の罪名と罰条の記載だけでよいとしていたんですが、より詳細な記

載を求めるように修正されている点について、趣旨をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(上田勇君) 先ほどの質問とも関連をいたしますが、修正案におきましては、他の犯罪に係る傍受につきましても令状はなしで行われるのではないかと懸念に対応するため、このように他の犯罪に係る傍受が行われた場合には、通信の当事者の不服申し立てがない場合においても裁判官が職権で審査を事後に行うというように修正を加えさせていただいております。

○服部三男雄君 非常に厳格にしたということですね、人権擁護の観点から手続を厳格にしたと。本来であれば、現行犯逮捕と同じように考えれば、令状主義の例外になるわけですから要らないんですけれども、あえて修正でそういうように人権擁護のために厳格にした、こういう趣旨でございませうか。

○衆議院議員(世川勇君) そのとおりでございませう。

○服部三男雄君 それで、その事後審査によって裁判所が職権で処分を取り消した場合には、捜査機関の手元に残っている傍受記録の取り扱いはどうするんですか。提案者に尋ねます。

○衆議院議員(世川勇君) 認められない場合には、捜査当局は消去するというところでございませう。

○服部三男雄君 時間が足りなくなりましたので、最後の一点、質問します。

とにか、この通信傍受法案について、行政傍受、いわゆるスパイと、犯罪を前提とする刑事司法のための傍受とがどうも混乱して議論をなされて、いまだに整理がついていない。もちろん、この法務委員会に出席しておられる議員の先生方にはそんな誤解はないわけですが、しかし、そういった懸念に対して、あるいは警察で万が一にも非違行為があつてはいかぬということ、修正案は、捜査権限を有する公務員が職務を行うに当たり通信の秘密を侵害する罪を犯した場合の法定刑及び罰金刑を引き上げましたね。この理由について提案者に尋ねます。

○衆議院議員(世川勇君) 御案内のように、今回の通信傍受は、一にかかつて捜査当局を国民が信頼できるかどうかということに私も最終的にはかかっているんじゃないのかな、こういうことで、神様ではありませんから必ず失敗はあるかも知れませんが、それは最小限度ということで、今までの懲役一年ではなくて三年、罰金百万円、大変厳しい罰則と同時に上級者の処分にも当然及ぶわけでありませうので、そういうことで捜査当局の人が過ちを犯さないようにせひしてほしい。

○服部三男雄君 非常に厳格にしたということですね、人権擁護の観点から手続を厳格にしたと。本来であれば、現行犯逮捕と同じように考えれば、令状主義の例外になるわけですから要らないんですけれども、あえて修正でそういうように人権擁護のために厳格にした、こういう趣旨でございませうか。

○衆議院議員(世川勇君) そのとおりでございませう。

○服部三男雄君 それで、その事後審査によって裁判所が職権で処分を取り消した場合には、捜査機関の手元に残っている傍受記録の取り扱いはどうするんですか。提案者に尋ねます。

○衆議院議員(世川勇君) 認められない場合には、捜査当局は消去するというところでございませう。

○服部三男雄君 時間が足りなくなりましたので、最後の一点、質問します。

とにか、この通信傍受法案について、行政傍受、いわゆるスパイと、犯罪を前提とする刑事司法のための傍受とがどうも混乱して議論をなされて、いまだに整理がついていない。もちろん、この法務委員会に出席しておられる議員の先生方にはそんな誤解はないわけですが、しかし、そういった懸念に対して、あるいは警察で万が一にも非違行為があつてはいかぬということ、修正案は、捜査権限を有する公務員が職務を行うに当たり通信の秘密を侵害する罪を犯した場合の法定刑及び罰金刑を引き上げましたね。この理由について提案者に尋ねます。

○衆議院議員(世川勇君) 御案内のように、今回の通信傍受は、一にかかつて捜査当局を国民が信頼できるかどうかということに私も最終的にはかかっているんじゃないのかな、こういうことで、神様ではありませんから必ず失敗はあるかも知れませんが、それは最小限度ということで、今までの懲役一年ではなくて三年、罰金百万円、大変厳しい罰則と同時に上級者の処分にも当然及ぶわけでありませうので、そういうことで捜査当局の人が過ちを犯さないようにせひしてほしい。

○政府委員(小林孝文君) 我が国におきまして規制されている薬物には幾つかの種類がございませう。覚せい剤を初めとしたましてヘロイン、コカイン等の麻薬、大麻、アヘン、睡眠薬や精神安定剤等の向精神薬、こういったものが規制されている薬物に該当するわけでございませう。

我が国におきまして、このような薬物事犯の検挙人員のうち、九割前後を覚せい剤事犯が占めております。覚せい剤事犯が薬物事犯の大きな問題になっているという状況でございませう。また、世界的に見ても、従来は大麻、ヘロイン、コカイン等が乱用の中心でございませうが、最近では覚せい剤につきましても世界的に乱用される状況になっている、こういう状況でございませう。

○平野貞夫君 私は、この問題が提起されるまで、実は覚せい剤という言葉は麻薬類とか薬物類全体のことを言うのかという程度の知識でございませう。専門の方は別にしまして、多くの人はその程度の知識じゃないかと思ひます。

驚きました。薬物犯罪の検挙人員の九〇％は覚せい剤ということで、覚せい剤中心の質問をしたと思ひますが、覚せい剤の乱用によって人間の身体あるいは精神にどのような悪影響を及ぼすのか、簡単に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(小林孝文君) 覚せい剤につきましては、注射等によって摂取するわけでございませうが、摂取後数時間においては眠気、疲労感等が消失して、頭がさえたように感じられ、陽気になる、こういった効果がございませう。ただ、その効果もすぐに薄れまして、脱力感、疲労感、倦怠感に襲われる、こういうふうな状況に陥るということとでございませう。

そういった観点で、薬切れの不快感から逃れようとして連続使用が始まるということとでございませう。やがて、幻覚や妄想等の中毒症状があらわれ、身体的に見ましても、やせ細ったりあるいは瞳孔が散大するなどの症状があらわれてきます。時に、錯乱状態から発作的に殺人等の凶悪事件を

引き起こす場合も少なくございません。

また、こういった覚せい剤を乱用しておりますと、フラッシュバックと申しまして、過去に覚せい剤中毒になった者が薬物を中断して数年間無症状な状態を経過しても、何らかの誘因で中毒時と同様の病的な精神状態を引き起こす現象が見られるということでございます。

○平野貞夫君 大変な恐ろしいものだということですが、覚せい剤の製造方法、ほかの薬物と比較してどんな特徴があるかということをお尋ねしたいんです。

○政府委員(小林華文君) 覚せい剤の製造方法につきましては、大別しますと二つの類型があらうかと思ひます。まず、麻黄という植物から得られますエフェドリンという物質から製造する方法でございます。もう一つの方法は、ベンズアルデヒド等の工業薬品から化学合成して製造する方法でございます。

例えば、ヘロインについて見ますと、ケシを栽培してそこからアヘンを抽出し、さらにそれを精製してつくっていくわけでございます。また、コカインにつきましては、コカという植物を栽培して、その葉から必要な成分を抽出して精製するわけでございます。

こういったものに対して、覚せい剤につきましても、製造に手間がかからず、さらに化学合成により製造する方法につきましては、植物を原料としないことから気候等の自然条件等に左右されない、こういった特徴があらうかと思ひます。一方で、ヘロイン、コカインに劣らない収益が期待できる状況にございますので、現在、世界的に覚せい剤の密造が増加している、こういう状況にございます。

○平野貞夫君 わかりました。

お話の中に化学合成でできるという言葉がありましたが、化学合成ということになりますと、もともとの原料は何でしょうか。

○政府委員(小林華文君) 先ほどベンズアルデヒド、フェニルアセトンということを申し上げまし

たが、これらのものはトルエンから製造されます。このトルエンは石油から合成されることが一般的なものである、こういうふうな考えられております。

○平野貞夫君 そうなると、大量生産できるものだというところがございますね。

さて、我が国で乱用されている覚せい剤、これはどのようなところからどのようにして入り込んできているか、これをおたのしみしたいんです。

○政府委員(小林華文君) 現在、我が国にありまじ覚せい剤のほとんどは海外で密造されまして、国際的な薬物犯罪組織の手によって密輸入されている、こういう状況でございます。また、日本側におきましては暴力団等の組織がその受け手となっている。言うなれば、二つの組織が連携してやっている、そういう状況にございます。

これらの覚せい剤は、その多くが中国や東南アジアのゴールデントライアングル等で密造されているということでございます。その密造された覚せい剤が香港やフィリピン等さまざまなルートを経由して国内に密輸入されております。

その際にどんな手口で密輸されるかということでございますが、例えば正規の輸入貨物に巧妙に隠匿したりする方法、あるいは漁船等を使いまして海上で受け渡しをする、いわゆる瀬取りという方法でございます。こういったいろいろな方法で我が国に密輸入している、こういう状況にございます。

○平野貞夫君 というと、我が国を取り巻く覚せい剤の流入の構造というのは極めて大がかりかつ複雑かつ巧妙に行われているということになると思ひますが、他の国と比較しまして、我が国の覚せい剤の乱用状況といえますか、我が国の状況といふのはどういふふうな位置づけられるか。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(小林華文君) 我が国の覚せい剤の状況がどのように位置づけられているかということでございますが、国連の資料によりますと、年間一トン以上を押収している国は世界でも数カ国程

度でございます。我が国における実際の覚せい剤の流通量は、我々が捜査で押収します押収量をはるかに上回るものがあるのではないかと考えておるところでございます。そういった意味で、我が国は世界でも有数の覚せい剤消費国ではないか、こういうふうな考えで間違いないかと思ひます。

○平野貞夫君 これは本当に、私は参議院議員になって七年目になるんですが、覚せい剤というのはこんなに重要な、重大な問題を抱えているかということをおの通信傍受法の勉強の機会に知って愕然としたわけです。

ちょっと数字的なものをお尋ねしたいんですが、一年一年の数字というのはちょっと傾向がわからぬと思ひますが、過去二十年間で日本での覚せい剤の押収量、警察が押収する量、この推移を五年ごとに固めたらどのような数字になるか教えていただけませんか。

○政府委員(小林華文君) 二十年前ということでございますので、昭和五十四年から御説明申し上げます。昭和五十四年から昭和五十八年までの間に六百十八・一キログラムでございます。それから昭和五十九年から六十三年までの間が六百七十五・九キログラム。それから平成元年から五年にかけては八百七十四・三キログラム。平成六年から平成十年までの間が千七百七十・一キログラムの押収量となっているということでございます。

○平野貞夫君 この五年ごとの押収量の出方、ひっくり方というのは非常に興味があるんですが、本年六月ごろまでの覚せい剤の押収量について、幾つか報道もありませんし、先ほど服部理事からのお尋ねもありましたが、正確には本年はどのぐらい押収していますか。

○政府委員(小林華文君) 覚せい剤の押収につきましては、昨年の夏ごろから大量押収が続いております。国際的な薬物犯罪組織が関与しているわけでございますが、本年に入りましてその傾向が続いております。六月十六日までの暫定値でございますが、一トンを超える数字でございます。

す。千三百三十一・八キログラムが押収されております。

この量は、過去、年間最多押収量が平成八年の六百五十八キログラムでございますので、これを半年ではるかに上回る押収量になっている、こういう状況にございます。

○平野貞夫君 昨年の秋でしたか、私の生まれた土佐湾で、ビニール袋に包まれた覚せい剤が海岸に着いて大騒ぎしたことがあるんですが、今のお話ですと、本年半年分の押収量が過去五年間の押収総量に迫る勢いだということになりますか、私、これは非常事態だと思ひます。

そこで、私が知りたいのは、押収量じゃなくて、実際のどのぐらい消費されているか、流入しているか。この推定はできませんか。

○政府委員(小林華文君) 委員御指摘のとおり、諸般の情勢から判断しますと押収できている量はほんのわずか、言うなれば氷山の一角じゃないかと思ひます。

ただ、その場合に、全体の消費量あるいは流入量ということでございますが、これにつきましては大変難しい問題がございまして、具体的にこのぐらい入っているのだという量を推定するまでにまだ至っておりません。しかしながら、私どもの判断としましては、相当量の覚せい剤が我が国に密輸入されているのではないかと、このように考えておる次第でございます。

○平野貞夫君 押収した分がほんのわずかだとか、それから相当量が流入しているだろうということですが、ちょっと角度を変えて申し上げますが、ことしに大量押収した背景、あるいは平成六年から十年までの五年間が非常に急増しているという背景、これは何でございましょうか。

○政府委員(小林華文君) 最近の押収量の増加等の背景についてでございますけれども、幾つかの点が指摘できるんじゃないかと思ひます。

まず第一に、中国での覚せい剤の密造が活発化しまして、我が国に大量に流入するようになってきたということでございます。

それから次に指摘できますが、従来は暴力団による薬物密売ということが行われていたわけでございますが、それに加えて最近では来日イラン人等が組織的に覚せい剤等の密売を街頭で行うようになってきている、こういった点でございます。

そういった点を踏まえまして、第三点目に指摘できますのが、少年層に薬物乱用に対する抵抗感、警戒感がなくなってきたり、低下してきているという状況でございます。規範意識の低下の傾向が顕著に見られるようになってきている、こういった三点の特徴が見られるわけでございます。

私もそういったしましては、押収量のみならず覚せい剤事犯の検挙人員も増加傾向にあるということ、そのような情勢を踏まえまして、平成十年の初めに現状を第三次覚せい剤乱用期が到来した、このように宣言したという状況にございまして。

○平野貞夫君 これだけ大量に押収しますと、普通の市場ですと、普通の品物ですと価格というのは品薄になって上がると思うんですけども、その辺の変化はどうでございませうか。

○政府委員(小林幸文君) 大量の押収をしておるわけでございまして、現在末端での販売価格に上がった状況があるかどうかということについてでございますけれども、そういった状況にあるという報告、あるいはそういう情報は我々として把握していない、そういうことでございまして。

○平野貞夫君 そうすると、余り価格が変わっていないというところは何を意味すると警察庁では認識していますか。

○政府委員(小林幸文君) これだけの大量の覚せい剤を押収しているが末端価格が上昇していない、こういうことは市場においては覚せい剤が品薄状態になっていない、こういうことだと思えます。

そういった意味で、相当大量の覚せい剤が現に密輸入されて、流通しているのその価格に影響

を与えていない、こういうふうに見ておる次第でございます。

○平野貞夫君 相当大量の覚せい剤が流通しているものと憂慮しているということですが、警察庁ではある程度消費量というか、流通量は推定できているんじゃないでしょうか。

しかし、これは押し問答していてもしょうがありませんので、別の角度から言いますが、私が調べました専門家の文献によりますと、昭和五十四年の流通量を約二トンというふうに推定しています、専門家はそれから、六十二年、これは第二次覚せい剤乱用期の終わったところでございまして、昭和六十二年の流通量は約七トンというふうにかなり客観的にはじいております。

それから考えますと、少なくとも見積もっても、現在、年間十トンを下がることはないと思えます。それ以上だと思えます。場合によってははるかに数倍かもしれない。そういうふうには私は政治家の一人として想定するんです。

先ほどのお話のことしの覚せい剤の押収量の千二百二十・八キロを使用回数に換算するとどういう数字になりますか。

○政府委員(小林幸文君) 覚せい剤の使用量につきましては個人差というものがございまして、現在の平均的な使用量から見ますと、一回当たり約〇・〇三グラムでございまして、これをもとに換算いたしますと、約三千七百七十六万回分になるというところでございまして。

○平野貞夫君 ついでに、まことに申しわけありませんが、仮に三トンあるのは五トン、十トンでは回数はどのぐらいになりますか、この〇・〇三グラムで結構でございませうか。

○政府委員(小林幸文君) 先ほどの〇・〇三グラムで換算いたしますと、三トンの場合で約一億回分、それから五トンの場合で約一億六千六百六十七万回分、十トンで約三億三千三百三十三万回分、こういった状況になるかと思えます。

○平野貞夫君 少なくとも見積もって十トン、今のお話だと三億三千三百三十三万回ということになり

ます。これはごく大まかに言いますと、日本の全人口、赤ちゃんからお年寄りまでですが、一年に一回使う感じですね、ちょっと足りないかも知れませんが、それから、一日たしか百万人といえますか百万回使えるんですよ、こんな数字。これ以上だと思えます、これの数倍になるかも知れませんが、この実態を考えると、これは大変なことだと思えます。

要するに、先ほどお話にもありましたように、東南アジアのさまざまな地域で国際犯罪組織と日本の国内の犯罪組織、暴力団ですか、これが提携している、こういうお話でございまして。そして、日本にこういう大量の覚せい剤を密輸入している。この実態は私は極めて我が国の国家の存立にとって基本になる問題だと思えます。それは言いかえれば、静かなテロリズムが進行していると言ってもいいと思えますし、それから姿を変えた戦争といえますか侵略が行われている、日本民族に対して、日本の国家社会に対して。そういうふうには私はやっぱり深刻に考える。

これを例えれば五十年、あるいは五十年行きますんで三十年、特に女子高校生には相当浸透が速いというところでございまして、こういう現象を見ますと、私は、将来、もう三十年たったら、日本の社会の構成がおかしくなり、日本人の体と心もぼろぼろになるんじゃないかという危惧をしていますが、法務大臣に質問するつもりはございませんでした、お見えてございまして、どのような御所見でしょうか。

○国務大臣(内閣府) 私、法務大臣に就任いたしましたから、少年院とか刑務所等を回り、あるいはまた保護観察官あるいは保護司、そういった方々の意見も聞いてまいりましたが、やはりせつなく出獄あるいは退院しても、この薬物の犯罪を犯した人たちというのはどうしてもまたもとへ戻る率が高いというのを聞いて、非常にみんなが努力して一人前の立ち直りを願ってやる割にはそういう人たちにはちょっとむなし

い思いをさせられるということを聞いてまいりまし

た。

やはりこういう薬物被害というのはなかなか絶ちがたい面がある。そういうことを考えますと、やっぱりこういうものに汚染されないようにすることが一番大事なことだと思えます。

今お話しのように、押収量が、これは水山の一角かもしれないけれども、既に半年で一トンを上回った、過去最高になっている。これだけでも、刑事局長の先ほどの話ですと、三千八百万人ぐらいい一回打つ量に該当するということでございます。これは、今先生からのお話を伺いながら、我が国は本当に深刻な状況に向かいつつあるなということを痛感します。

また、外国では既に十年前に、パリのアルジュ・サミットのときにFATFで、こういう麻薬犯罪に対して社会としても立ち向かうという動きがあるわけでございまして、我が国を初め世界が連携をしてこの問題の撲滅あるいは退治に取りかかっているという話を伺いました。

まさに、内部から我が国も崩壊していくんじゃないかと。そういう意味では、戦争という表現、これも大変私もよく理解できる先生の表現だと思つて拝聴いたしました。

いすれにいたしまして、こういう状況を改善するためには、組織犯罪対策三法を早急にお通しいただいて、新しい捜査手段を与えていただいて、こういう将来の我が国に対して禍根のないような状況をつくり上げたいと思っておりますので、何分にもよろしくお願い申し上げます。

○平野貞夫君 大臣が結論を出してくれたんですが、実は私が調べたところ、覚せい剤の検挙数はふえています、でもその譲り渡す事犯、この検挙率が、昭和六十三年では三千百八十五人だったものが、昨年の平成十年では千四百八十一人と、半減、半分以上減っています。これは何か構造的に欠陥があるのか。

先ほどの局長のお話を聞きますと、密売組織の悪質化、巧妙化ということになると思ふんです

が、暴力団などによる組織的な覚せい剤の密売事件の捜査においてはどんな点が隘路になっているのか、率直に言っていただきたいのです。

○政府委員(小林孝文君) 暴力団等によります藥物密売事件につきましては、いわば組織を背景とした閉鎖的な集団による犯罪、このように私ども見ておるわけでございます。そういった観点から、捜査上も幾つかの隘路が生じてくると思っております。

例えば、犯行が組織的かつ秘密裏に行われ、しかも連絡手段が、最近では転送電話を利用する、あるいは携帯電話を利用する、そういったことで大変手口が巧妙化してきている、こういうことがあろうかと思っております。

また、組織に属している者は検挙されても黙秘するのが通例でございます。また、当然のことながら、否認するような者も多いわけでございます。そういったことから、これらの者から突き上げ捜査することが大変困難になってきている、こういう状況でございます。

また、こういった犯罪につきましては証拠隠滅が組織的に行われる、こういった点も指摘できようかと思っております。そういったことで、首謀者の特定、検挙を初めいたしまして、犯罪の全貌、全容を解明することが困難になってきている、こういう面があらうかと思っております。

○平野貞夫君 よくわかります。そういうところにやっぱり通信手段の技術的発展、普及、そういったことがこういった犯罪を非常に多く、しかも活発にさせている、そして制度がそれについていけない、こういう現状が明確だと思っております。そのために、政府から出された通信傍受法外二法案、それから、それに対してやはり人権を守る、必要最小限の制約をするということで憲法上許される範囲での衆議院の修正はまことに私は至当なものと思っております。

実は、月曜日に出版されました週刊現代という週刊誌に「ドラッグ大日本」の快感と病理 子供と家庭と若者を襲う闇」というグラビアが載っ

ていまして、そこに、都内の六人の女子高校生に話を聞いております。エスといえは覚せい剤のことですが、「エスのやり過ぎで、高校生なのにもう廃人になっちゃってる子もいるんだよね。精神病院に入っちゃって。直接知ってる子だけで二人もいるよ、こういう話を聞いております。

私、きょうの理事懇で、どうしてもきょうはこの質問をしたいということを頑張ったんです。理事の皆さんのおかげで、することができて、大変感謝してありますが、一日でも、一刻でも早くこの話を、覚せい剤の恐ろしさを私はこの委員会を通して国民の皆さんに知らせたかったからでございます。このところをよく理解していただきたいと思っております。

残念なのは、六月二十四日、日比谷野外音楽堂で、「許すな盗聴法 6・24大集会」に民主党政代表、共産党の不破委員長、社民党の土井党首が出席されております。インターネットの情報ですけれども、菅代表は、国家権力や警察の管理から民主主義を守るため廃案にすべきだ。不破委員長は、憲法二十一一条をとりでにして市民生活を守る、そのために廃案にすべきだ。土井党首は、戦前の治安維持の検閲を許してはならない、そのために廃案にする。こういうあいさつをしたと言われております。これが事実なら、私はゆゆしき問題だと思っております。決して、そういう二十世紀前半の共産主義、社会主義思想でこの二十一世紀は渡れないと私は思っております。

以上申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わります。

○委員長(荒木清寛君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十分散会

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二六三六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願(第二六三七号)(第二六三八号)

一、組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)(第二六八〇号)(第二六八一号)(第二六八二号)(第二六八三号)(第二六八四号)(第二六八五号)(第二六八六号)(第二六八七号)(第二六八八号)(第二六八九号)(第二六九〇号)(第二六九一号)(第二六九二号)(第二六九三号)(第二六九四号)(第二六九五号)(第二六九六号)(第二六九七号)(第二六九八号)(第二六九九号)(第二七〇〇号)

一、子供の視点からの少年法改正等に関する請願(第二七一七号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第二七二〇号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二七二二号)

一、組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願(第二八三九号)(第二八四〇号)(第二八四一号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二八四二号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第二八八七号)(第二八八八号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二八九九号)

一、裁判所の人的・物的充実に係る請願(第二九二〇号)

一、組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願(第二九二二号)(第二九二三号)

三二二六号) 一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第三二二九号)

第二六三三三号 平成十一年五月二十八日受理 子供の視点からの少年法改正等に関する請願 請願者 長野県南安曇郡豊科町大字南穂高八五三ノ四 堀金俊仁外四十二名

紹介議員 興石 東君 この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第二六三六号 平成十一年五月二十八日受理 治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願 請願者 東京都江戸川区西篠崎二ノ七ノ二

紹介議員 小川 敏夫君 この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第二六三七号 平成十一年五月二十八日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願 請願者 群馬県前橋市光が丘町一九ノ一二

紹介議員 角田 義一君 この請願の趣旨は、第二四五三号と同じである。

第二六三八号 平成十一年五月二十八日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願 請願者 新潟県三条市東新保二ノ九ノ二

紹介議員 吉川 芳男君 この請願の趣旨は、第二四五三号と同じである。

第二六七八号 平成十一年五月二十八日受理 組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願 請願者 茨城県結城郡八千代町東原五七ノ二

紹介議員 鈴木正志外三百四十五名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六七九号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 滋賀県高島郡今津町南新保 田島
達也外三百四十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八〇号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 札幌市北区屯田六条二ノ一ノ一
ノ二一〇 高橋昭一外三百四十五
名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八一号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 大阪府松原市天美我堂四ノ八ノ一
四 西迪子外三百四十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八二号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 兵庫県水上郡市島町喜多八二四
西山泰治外三百四十五名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八三号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 京都市西京区大枝北福西町四ノ一
ノ四ノ八 鶴田美千代外三百四十
五名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八四号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 岡山市今ノ八ノ九 黒住重紀子
外三百四十五名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八五号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 北九州市小倉北区田町一三ノ二一
八 記博春外三百四十五名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八六号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 東京都国分寺市日吉町三ノ二ノ
八ノ二〇四 堀勝幸外三百四十五
名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八七号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 北海道函館市桔梗町一八ノ一四二
佐藤弘子外三百四十五名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八八号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字
大嶋田一ノ一 須田紀子外三百四
十五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六八九号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 青森県弘前市大字松原西二ノ一
ノ八 佐々木秀雄外三百四十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九〇号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 埼玉県川口市東内野三三ノ四
新勝久外三百四十五名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九一号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 京都府向日市鶏冠井町御屋敷四五
河原美恵子外三百四十五名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九二号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 鹿児島市鴨池一ノ二七ノ四 牧之
内あつし外三百七十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九三号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 神奈川県南足柄市塚原四、四〇七
京角博教外三百四十五名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九四号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 名古屋市中区元志賀町二ノ八九ノ
一 松井静保外三百四十五名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九五号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 岡山県倉敷市福田町浦田二、三七
八ノ二八三 三宅智子外三百四十
五名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九六号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡岩出町吉田三八二
ノ一五 野上雄生外三百四十五名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九七号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 長崎県諫早市久山町一、七〇七
吉岡賢外三百四十五名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九八号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 長崎県佐世保市有福町四、一六五
ノ四 尾崎郁子外三百四十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二六九九号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願
請願者 福岡県前原市大門七ノ四 山崎
正剛外三百四十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二七〇号 平成十一年五月二十八日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 熊本市龍田町町割七六六ノ四〇
園田正人外三百四十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二七一九号 平成十一年五月二十八日受理
子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 東京都足立区鹿浜三ノ一三ノ一三
ノ一〇四 中山しおり外二千七百九十七名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第二七二〇号 平成十一年五月二十八日受理
裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願

請願者 川崎市中原区下小田中三ノ二四ノ
八 谷内里美外四千四百五十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

第二七二二号 平成十一年五月二十八日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都品川区西品川三ノ二〇ノ二
一 豊田かほる外四百九十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第二八三九号 平成十一年六月一日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 東京都三宅島三宅村坪田二、九七
五 榎秀一外二百三十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二八四〇号 平成十一年六月一日受理

組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市野嵩一ノ四一ノ一
一 知念忠二外百名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二八四二号 平成十一年六月一日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 滋賀県彦根市普光寺町五四五 西
村豊久外百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二八四三号 平成十一年六月一日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都国立市東三ノ一七ノ九 戎
谷春松外五百十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第二八八七号 平成十一年六月一日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市上田町一、〇五
三ノ二五 照田昇外三十八名

紹介議員 但馬 久美君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第二八八八号 平成十一年六月一日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

請願者 大分市庄の原二ノ三 中村浩一外
五十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第二八八九号 平成十一年六月一日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 神戸市中央区港島中町六ノ一四ノ

Cノ九〇三 志摩清治外四百九十
九名

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第二八九〇号 平成十一年六月一日受理
裁判所の人的・物的充実に係る請願

請願者 岐阜県高山市江名子町二、六〇〇
ノ一三 杉山由宣外四百九十九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第二九〇二号 平成十一年六月二日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 茨城県下館市一本松一、三六六ノ
五 加茂幸恵外三百八十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二九〇三号 平成十一年六月二日受理
組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 長崎県大村市富の原一ノ一、四三
四ノ二 柴田あさみ外三百八十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第二九〇四号 平成十一年六月二日受理
裁判所の人的・物的充実に係る請願

請願者 名古屋市中南区星崎二ノ九五ノ三三
ノ二〇八 大橋貞弘外四百九十九
名

紹介議員 谷本 嶺君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三〇一二号 平成十一年六月三日受理
子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 兵庫県朝来郡和田山町平野三八九
ノ一 藤井陽子外千九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第三〇三八号 平成十一年六月三日受理
子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 石川県小松市今江町八ノ五一ノ
四 松浦和則外三千九百九十四名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第三二一六号 平成十一年六月四日受理
裁判所の人的・物的充実に係る請願

請願者 鹿児島県薩摩郡東郷町安野一、一
〇四ノ一 中ノ上保外三百一十一名

紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三二九二号 平成十一年六月四日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都町田市木曽町八二ノ四八
ノ三〇一 仲久仁子外四百九十九
名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、法制審議会の公開に関する請願(第三三二
六号)

一、法制審議会委員の一般国民採用に関する請
願(第三三二七号)

一、子供の視点からの少年法改正等に関する請
願(第三三二八号)

一、法制審議会の公開に関する請願(第三三三
九号)

一、裁判所の人的・物的充実に係る請願(第
三三四〇号)

一、法制審議会の公開に関する請願(第三三八
一号)(第三三八二号)

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第三三九三号 平成十一年六月七日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 千葉市花見川区幕張本郷三ノ三ノ八 竹内悦子外六十二名

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第三三九五号 平成十一年六月七日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 名古屋市中山区小幡中一ノ一五ノ三 中川徹外二百五十二名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第三四〇〇号 平成十一年六月八日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 秋田市下北手松崎字大沢田一二六ノ一三 石塚由紀子外七十七名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第三四〇一号 平成十一年六月八日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 秋田市下北手松崎字大沢田一二六ノ一三 石塚由紀子外四十三名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第三四一九号 平成十一年六月八日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市御園二ノ一五ノ四ノ一〇四 小林保子外五百八十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三四九九号 平成十一年六月九日受理

組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 神戸市須磨区神の谷四ノ一、二一〇ノ二〇四 谷守正康外千六百三十七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第三五〇〇号 平成十一年六月九日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町大字会染五、二六三ノ七 池野陽子外六十四名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第三五〇一号 平成十一年六月九日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町大字会染五、二六三ノ七 池野陽子外五十三名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第三五〇二号 平成十一年六月九日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 札幌市手稲区前田十条一二丁目栗林和宏外千九百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第三五〇三号 平成十一年六月九日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 兵庫県姫路市城東町清水一七ノ四ノ二〇五 佐野陽三外四百九十名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第三五三六号 平成十一年六月九日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都練馬区富士見台一ノ一五ノ二一 加藤文則外四百九十六名

紹介議員 井上 美代君

裁判所の人的・物的充実に係る請願

請願者 大阪府枚方市牧野北町五ノ三ノ三〇八 東口洋子外五百十八名

紹介議員 薬科 満治君

この請願の趣旨は、第二一七七号と同じである。

第三五九三三号 平成十一年六月九日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 福島県いわき市錦町中連四ノ一ノ一 渡辺浩好外五十一名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第三五九四号 平成十一年六月九日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨北園町一九田中昭男外七十二名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第三五九五号 平成十一年六月九日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 富山県下新川郡宇奈月町明日八七五 山本長一外千九百九十四名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第三五九六号 平成十一年六月九日受理

裁判所の人的・物的充実に係る請願

請願者 東京都板橋区小豆沢四ノ一四ノ一七ノ一、一〇二 廣川陽子外九百九十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第二二七七号と同じである。

第三六〇八号 平成十一年六月九日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 宮城県白石市中町五三 徳力弘正外百四名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第三六六三三号 平成十一年六月十日受理

組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市西川口五ノ一六ノ二二 高延輝夫外四十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第三六七二号 平成十一年六月十日受理

裁判所の人的・物的充実に係る請願

請願者 岡山市津高一、五〇七ノ二七 木戸京子外四百九十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二二七七号と同じである。

第三六八一号 平成十一年六月十日受理

組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願

請願者 滋賀県高島郡新旭町太田二、二六八ノ七 渡辺慶二外六百六十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第三六八二号 平成十一年六月十日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 東京都八丈島八丈町三根五七七ノ二 奥山祐康外七十三名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第三六八三号 平成十一年六月十日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 福岡市東区美和台三ノ九ノ五 福

本保信外四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第三六八四号 平成十一年六月十日受理

裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(二通)

請願者 東京都渋谷区本町三ノ二ノ三ノ六

千葉貞次外千九百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

第三六八五号 平成十一年六月十日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿三ノ二九ノ八

近藤久子外四百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第三六八六号 平成十一年六月十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 千葉県松戸市河原塚二四六ノ一ノ

四〇三 西澤順子外四百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二二七七号と同じである。

第三六八七号 平成十一年六月十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 東京都足立区弘道一ノ一四ノ五ノ

二〇一 平沢政和

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二四五三号と同じである。

第三七一二号 平成十一年六月十日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 横浜市栄区小菅ヶ谷一ノ二七ノ一

二ノ一〇五 小林佳代子外四百九十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第三七三六号 平成十一年六月十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 大分市牧一ノ一六ノ三二 阿部祐

士外八百九十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二二七七号と同じである。

第三七五八号 平成十一年六月十日受理

法制審議会の公開に関する請願

請願者 大阪市港区築港二ノ六ノ一九ノ五

〇六 木下昭人外百三十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五八三三号と同じである。

第三七五九号 平成十一年六月十日受理

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願

請願者 福岡市城南区松山二ノ四四 村山

義光外百五十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第三七六〇号 平成十一年六月十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 札幌市東区北二十六条東一三ノ二

ノ二五ノ三〇五 落合ゆり外四百九十九名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第二二七七号と同じである。

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 名古屋市北区田幡二ノ一三ノ九

岡地真貴外四百九十九名

紹介議員 篠瀬 進君

この請願の趣旨は、第二二七七号と同じである。

第三七八六号 平成十一年六月十日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 横浜市港南区上永谷二ノ一〇ノ三

三 高橋節子外四百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第三七八七号 平成十一年六月十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 大分市賀来五九二 安東登人外四

百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第二二七七号と同じである。

第三九二三号 平成十一年六月十日受理

組織的犯罪対策三法案の廃案に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市日の出二ノ四ノ一

〇 龜山ゆかり外三千百七十九名

紹介議員 篠瀬 進君

組織的犯罪対策三法案は、警察が盗聴すること

を認め、労働組合や市民団体などの取締りを強化

し、裁判での被疑者に対する弁護活動を侵害する

法案であり、あらゆる団体活動を阻害し、制約す

ることを合法化するものである。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、組織的犯罪対策三法案を廃案にすること。

第二部

法務委員会會議録第十七号 平成十一年六月二十九日【参議院】

平成十一年七月七日印刷

平成十一年七月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局